

第四十七番

一山ノ堂大鐸村大字肥土山にあり本尊觀世音菩薩

第四十六番

一多聞寺 同所にあり本尊藥師如來

第四十八番

一毘沙門堂 同所にあり本尊弘法大師

第七十四番

一圓滿寺 大鐸村大字黒岩にあり本尊觀世音菩薩

第四十九番

一万願寺 淵崎村大字上庄にあり本尊地藏菩薩

第五十番

一藥師堂 同所にあり本尊弘法大師

第五十四番

第五十一番

第五十二番

合併

一寶生院 淵崎村大字上庄小字北山にあり五十四番の本尊は地藏菩薩五十

一番の本尊は觀世音菩薩五十二番の本尊は阿彌陀如來なり

第五十三番

一本覺寺 淵崎村大字上庄小字北山にあり本尊不動明王

第五十五番

一觀音堂 淵崎村大字淵崎小字平木にあり本尊觀世音菩薩

第五十六番

一 行者堂 淵崎村大字赤穂屋にあり本尊弘法大師

第五十八番

一 西光寺 土庄町にあり本尊觀世音菩薩

第六十番

一 上ノ庵 土庄町小字鹿島にあり本尊阿彌陀如來

第六十一番

一 合銅庵 土庄町小字合銅にあり本尊辨才天王

第六十二番

一 小ノ瀬庵 土庄町小字小七にあり本尊阿彌陀如來

第六十三番

一 阿彌陀庵 土庄町小字大木戸にあり本尊阿彌陀如來

第六十四番

一 觀音堂 同所にあり本尊觀世音菩薩

第五十九番

一 阿彌陀堂 土庄町にあり本尊阿彌陀如來

例により本郡全体を通して所産の重なる物を擧ぐれば素麵、蕎麥、蕎麥、食鹽、醬油、石材、松茸等なり

阿野郡

阿野郡は香川鶴足兩郡の間にありて、坂出町および金山、西庄、林田、松山、王越、加茂、府中、端岡、山内、陶、畑田、龍宮、羽床上、羽床、山田、西分、千正、粉所ソコの十八ヶ村より成る、國中第一の大郡にして面積十三方里八分あり、地勢は東西狭く南北長くして、郡の極東、山内村大字柏原より極西羽床村大字小野に至る里程二里四丁、又た極南西分村字川東より極北王越村大字乃生に至る八里なり、

大道は二條ありて其一を丸龜街道とし、香川郡より來り端岡、府中、加茂の三村および坂出町を貫通して鶴足郡に入る、其二は琴平街道にして、香川郡より來り畑田、陶、龍宮の三村を経て鶴足郡に通せり、又讃岐鐵道は丸龜街道に沿ふて香川郡より來り、鬼無、端岡、國分、鴨川、坂出の五停車場を

經て、鶴足郡に西奔せり、

郡名の起原を討ぬるに、應神天皇三十七年クシホトサトシ吳織綾織の工人來朝し、此地の人就きて之を學ひ、歸りて部民に傳へ、一廉の産物となり朝貢を爲すに至る、是よりして綾郡の名を得たり、中古以來阿野と改書せりといふ、

白峰 白峰は一名綾松山と云ふ、松山村大字青梅に在り 崇徳天皇の御陵あるを以て其名天下に聞ゆ此山東は香川郡に跨り、北は海に臨み、其海岸を松ヶ浦といふ、山頂西北端兒ヶ嶽ササと呼ぶ處あり、絶壁千仞チゼン懸れり、直下百餘丈、其傍らに小堂あり不動明王を安置せり、又た西北山腹に琵琶冢あり、後嵯峨天皇御鍾愛の朝千鳥と稱する琵琶を瘞めし所なり、白峰寺の傳説に曰く、抑此朝千鳥の琵琶といふは、後嵯峨天皇當山御廟頓經寺へ御寄附あらせられし五種の靈寶の其一なり、此琵琶を朝千鳥と稱する

所以を討ぬるに、人王八十三代 土御門天皇と申奉るは、後鳥羽天皇の王子にして、建久九年僅に御歳四歳にて即位し給ふ、此君常に琵琶を好ませ給ふにより 上皇御秘藏おらせらるゝ所の三ある内にて、流泉の琵琶といへるを譲らせ給ひけるか、順徳院に御讓位の後、承久三年 後鳥羽上皇隠岐に流され給ひ、土御門新院にも土佐の國に遷され給ひけるか、御秘藏の琵琶なる故に配所迄持せ給ふ、然るに御船幾内中國の海を経て當松ヶ浦に着たり、院警固の武士を召させ給ひ、弓手に見ゆる高さ山は松山にてはあらずやと命ありければ、武士謹で命の如く則ち綾の松山にて白峰山と號し、崇徳天皇の御廟處にて候と言上す、院しきりに御落涙ましまし、彼御廟所へ御參籠おらせられたきよし仰出されしかども、武士等後難を恐れて拒み奉りしかば、御力なく、船中より御心ばかりの法施おらせ

られ、彼流泉の琵琶をとり出し、揚眞操石象等の秘曲を彈し給ひければ、不思議なるかな磯に集る數多の千鳥、たちまち聲をとよめ、實に妙音に聞居る跡なり、院もますます御意を清し、流泉啄木揚眞操の三曲を終夜たんし給ひける、従ひ奉る武士をはしめ、心なき浦人も、感し入て聞居ける、斯て漸に夜も更て、浦人とも退散し、警固の武士も臥けるに、院は益こゝろを盡し、御廟所の方に向ひ、再ひ歸洛の御事を祈らせ給ひけるか、既に夜も明なんとする頃、不慮瞬み給ふに、現ともなく松山の方より冷風さつと吹來るとひとしく、雲中に 崇徳天皇おらはれ給ひ、朕流泉の秘曲を聞て歡喜せり、必らず思ひ當る事あらんと仰ありけると、院御耳に入けるゆへ、是は不思議やと空を御覽あるに、崇徳天皇の御前後を、左府頼長判官爲義八郎爲朝其外保元の戦ひに亡ひし人々守護しつゝ、やがて松山

の方へ飛去ける、院はしはく御悦ありて、いと頼もしく思召し給けるか、夜も已に明方におよぶ時、秘曲に感せし數千の衛、一度にはつと立去りける、是によつて朝千鳥の琵琶とは名つけ給ふ、されは神靈の告させ給ふに露違はず、後堀河院四條院等の二帝を経て、土御門院第二の皇子邦仁親王御位に即せ給ふ、則ち後嵯峨天皇なり、土御門院には土佐の國より阿波國にうつらせ給ひ、板野郡堀江村といふ所にて崩させ給ふ、彼の御琵琶は後嵯峨天皇に傳はりしに、其いまた御位に即かせ給はぬ時、崇徳天皇の御靈夢ありて間もなく登祚ありし故に、御鍾愛の御琵琶をは當山御陵へ御奉納あらせ給ひしに、永徳二年火災の爲め此御琵琶も焼け損して、復たひ用を爲さるより、其殘片は之を埋め、琵琶冢と稱し來る云々、

白峰神社 白峰の山腹にありて、崇徳天皇を奉祀せり、即ち天皇の御

陵地なり、保元の亂 天皇讚岐に蒙塵し給ひて、始め阿野郡林田村長命寺を行在所となし、御鬱居三年、次いて同郡府中村宇鼓ヶ岡の行宮成りて入らせ給ひ六年を経て、長寛二年八月二十六日崩せらる、依りて此白峰に奉葬し、白峰寺祭祀を司とり來りしに、明治十一年に及びて那珂郡琴平神社の攝社となり、同二十一年秋再たひ琴平神社と分離せられ一個の縣社となり、例月祭日は二十六日とす、

保元物語に曰く、さる程に 新院は、八月十日御下着のよし、讃岐國より御請文到來す、此程は松山に御望ありけるか、國司既に直島といふ所に、御所を造り出されければ、それに遷らせおはします、四方の築垣つき、只口一つあけて、日に三度の供御進らすの外は、專ら奉る人もなし、さらだに習はぬひなの御住居は悲しさに、秋も漸閑け行くまゝに、松を拂ふ

嵐の音、叢に呼はる蟲の聲も心はそく、夜の雁の遙に海を過くるも、故郷に言傳せまほしく、曉の千鳥の洲崎にさわくも、御心碎く種となる、我身の御歎よりは、僅に付き奉り給へる女房達の伏し沈み給ふに、彌御心苦しかりけり、朕遙に神裔を受けて、天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙りて、粉楡の居をしめき、先院御在世の間なりしかは、萬機の政を心に任せすといへども、久しく仙洞の樂に誇りき、思出なきにあらず、或は金谷に花を翫び、或は南樓の月に吟し、既に三十八年を送れり、過にし方を思へば、昨日の夢の如し、如何なる前世の宿業にか、かゝる歎に沈むらん、縱令鳥の頭白くなるども、歸京の期を知らず、定めて亡郷の鬼とそならんすらん、偏に後世の御爲とて、五部大乘經を、三年か程に御自筆に遊ばして、貝鐘の音も聞えぬ所に、置き奉らんも不便なり、八幡山か高野山か、

若し御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置き奉りたきよし、平治元年春の比、仁和寺の御室へ申させ給ひしかは、五宮よりも關白殿へ此由傳へ申させ給ふ、殿下より能き様に執り申させ給へども、主上終に御許されもなくして、彼御經を即ち返し遣され、御室より御咎め重くおはします故、御手跡なりとも、都近く置れ難き由承り候ふ間、力及はずと御返事ありければ、新院此由聞召して、口惜しきことかな、我朝にも限らず天竺震旦にも、國を論し位を諍ひて、伯父姪謀反を起し、兄弟合戦を致す事なきにあらず、我此事を悔い思ひ、惡心懺悔のために此經を書き奉る所なり、然るに筆跡をだに、都に置かざる程の儀に至りては力なし、此經を魔道に廻向して、魔縁となりて、遺恨を散せんと仰せければ、此由都へ聞えて、御有様見て參れとて、泰賴を御使に下されけるか、參りて見奉れば、柿の御

衣のすゝけたるに、長頭巾をまきて、大乘經の奥に御誓狀を遊はして、千尋の底に沈め給ふ、其後は御爪をもはなさず、御髪をも剃らせ給はて、御姿をやつし、惡念に沈み給ひけるこそ恐しけれ、かくて九年おはしまして、長寛二年八月二十六日、御歳四十六にて、志度といふ所にて隠れさせ給ひけるを、白峰といふ所にて烟になし奉る、此君怨念に依りて、生ながら天狗の姿にならせ給ひけるが、其故にや中二年ありて、平治元年十二月、信賴卿に語はれて、義頼大内に立籠り、三條殿を燒き拂ひ、院内をも押し籠め奉り、信西入道の一類を滅し、堀り埋れし信西が死骸を堀り起し、首をは大路をわたしけり、絶えて久しき死罪を申し行ひ、左府の死骸を耻しめなど、餘りなる事申し行ひしか果す處なり、去元三年八月二十三日に、御位を春宮に譲り給ふ、二條院是なり、院と申すは、先帝 後白河の

御事なり、信頼も忽に滅ひぬ、義朝も平氏に打負けて落ち行しるか、尾張國にて相傳の家人、長田莊司忠宗に撃れて、子共皆死罪流罪に行はる、誠に乙若宣ひけるか如くなり、梅檀は二葉より香しく、迦陵頻は卵の中に妙なる音あるか如く、乙若幼けれども、武士の家に生れて、兵の道を知りけるところおはれなれ、此亂は讃岐院、御怨念の致す處と人申しけり、仁安三年冬の比、西行法師諸國修行の次に、白峰の御墓に参りて、つくつくと見進らせ、昔の御事思ひ出し奉りて、かくを詠み侍りける、
よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん
治承元年六月二十九日、追號ありて崇徳院とそ申しける、かやうに宥め進らせれけれども、猶御憤歎せさりけるにや同三年十一月十四日に、清盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押籠め奉り、太政大臣以下四十

三人官職を止め、關白を太宰權帥に遷し進らす、是直事ナカマツにわらず、崇徳院の御崇とぞ申しける云々

著者曰く、太平記のいへる所誤謬多し、國司直島に行宮を作り奉り、天皇其宮に遷らせ給ふと記せるは誤れり、直島は香川郡の正北にある一海島にして、海路御左遷の際、阿野郡への航路に當るか故に、一時御寄泊ありしに過ぎず、如此御寄泊の地は獨り直島に止まらずして其他多々なるべし、現に小豆郡の屬島なる豊島にも、御所趾と稱して 天皇を奉祀せる所あり、其由来を討ぬれば是れ亦た一時御寄泊ありしに止まれり、其志度にて崩し給ひしといふに至りては妄誕の極といふべし、保元年代讚岐の治府は阿野郡府中村にありて 國司此地に居れり、故を以て 天皇御着あるや治府の北方林田村長命寺を御館に充て、後ち府近敷ヶ岡に

行宮を建て、 天皇之れに入らせ給ひ、此行宮にて崩させ給ひし疑なき所とす、而して五部の大乘經は白峰の北方海中にある小椎島コヅチ（今は小椎と書す）と干越村の北端なる乃生崎との間なる椎門の瀬戸に沈め給ひしものと傳ふ、又た勅使泰頼とあるも是れ平判官康頼の誤なり茲に附記して之をたす、

西行撰集抄に曰く、 新院の御墓所を拜み奉らんとて、白峰といふ所に尋参り侍りしに、松の一村しけれり邊りに、くぎぬき仕廻したり、是ならん御墓にやと、今更かさくらされて物も覺へず、まのあたり見奉りし事をかし、清涼紫震の間にやすみし給ひて、百官にいつかれさせ、後宮後房のうてなには三千の美翠のかんさしあさやかにて、御まなしりか、らんとのみしあわせ給ひしそかし、万機のまつりとを掌に握らせ給ふのみにわらず、

春は花の宴を專にし、秋は月の前の興つさせず侍りき、豈おもひさや今かゝるへしとは、かけてもばかりきや他國邊土の山中のおとろの下に朽玉ふべしとは、貝鐘の聲もせず、法華三昧つとむる僧一人もなき所に、只峰の松かせの烈しきのみにて、鳥だにも翔らぬ有さま、見奉るに坐に涙を落しはへりき、始あるものは終わりとは聞侍りしかども、未だかゝる例とは承り侍らず、されは思ひとむましさは此世なり、一天の君万乗の主も爾の如くの苦みをはなれましまし侍らねば、刹利もしゆたもかわらず、宮も薬屋もともにはてしなきものなれば、高位も願わしきにあらず、我等も幾度か彼國王ともなり給ひけんなれども、隔生即忘して都て覺元侍らず、只行てとまり果へき佛果圓滿の位のみを床しく侍る云々、

白峰寺 白峰の山腹にありて綾松山洞林院と號す、眞言宗にして本尊は僧

智證作千手觀世音菩薩なり、寺記に曰く、法大師嘗て此山に登り峰に寶珠を埋み阿伽井を掘りて修法を行ふ、彼寶珠の地瀧壺となりて三方に落つ吹雪壑といふ、又た寺宇を建て白峰寺と號す、貞觀二年冬大椎鳥震動し、光氣天に徹し異香遠く聞こゆ、衆皆之を異しむ時の國司式部少輔紀朝臣夏井人を那珂郡原田に遣はし、智證大師に之を問はしむ、大師則はち此峰に登り光景を伺ふ、忽ち一老翁あり大師の前に來りて曰く、我は此山の神にして相摸坊といふ者なり、此地は七佛轉輪慈尊入定の場なり、今や大椎海邊に漂木あり是補陀洛より來れるものなり、汝宜しく彼漂木を取り慈尊の像を造り以て後來の衆生を利すべし、我も亦た之を助くべきなりと、大師則ち老翁を前導となし海に至りて、其漂木を曳き來り、大悲の像十軀を造り佛堂を立て之を安んず、其後人皇七十五代 崇徳院保元年間讃岐に遷され

給ひ、松山の御所にましますこと三年、鼓ヶ岡に六年にして長寛二年崩御
 ましまし、當山西北の山岳に於て茶毘し此峰に葬り奉る、院の近侍遠江の
 阿爾梨章實といふ僧、國府鼓ヶ岡の御所を當寺に移して頓證寺と號し、御
 菩提を吊ひ奉る、然るに御靈魂甚しくましくて、靈威帝都に輝きければ、
 歴代の 聖主世々の武將も之を恐尊し、御府莊園を寄せて御菩提を吊ひ、
 十二時不斷の三昧續經所を當山に倫旨院宣ありて之を行ひ、或は法樂和歌
 種々の物を以て御靈魂を慰し奉り、獻納の寶器枚擧に違あらずりに、永
 徳二年池魚の災に罹り、佛像什物多く烏有となる、其後細川頼之靈夢によ
 りて國分寺の觀音を移し當寺に安置せり云々、現今の堂宇は本堂、大師堂、
 千體阿彌陀堂、行者堂、金堂、護摩堂、不動堂、茶堂等にして、寺寶の重なるも
 のは左の如し、

一 崇徳天皇御宸筆彌陀名號

但し是は白峰神社の靈殿に納む

一 崇徳天皇御影

一幅

二品幸仁親王御筆

一同御影 源爲義像
源爲朝像

三幅

長慶筆

一同尊號

一幅

増伴筆

一 白峰縁起

一卷

少納言入道常宗作
世尊寺行俊卿清書

一 松山百首和歌并追歌三十首一軸

飛鳥井宋雅卿筆

一 源氏物語

五十一帖

鳥丸光廣卿筆
外題大炊御門經名卿筆

雲井御所舊址 林田村にあり、保元元年八月三日崇徳院讚岐國阿野郡松山
 の海濱に御着船ありしかども、國司いまた御所を造り出さざりければ、在
 阿野太夫高遠の禪寺なる長命寺に奉迎し、此寺に三年ましまし、後鼓ヶ岡

の行宮に移らせ給へり、此寺にての御製に、

こゝもまたわらぬ雲井となりけり空行月の影にまかせて

これに依て雲井の御所といふ、又林田の御所ともいひしとぞ、

ヤツハツミツ

八十八清水 西庄村九龜街道の南側にあり、其水頗る甘味を帯へり、水源

は南方山上五町許の所にありて薬師如來の小堂を安置し、其堂下巖穴の間より涌出せり、土人の傳説によれば、往昔備前の穴海に香舟の大魚ありしか、日本武尊熊襲征伐の際、其兵船の行粧におそれ南海に遁る、然るに尊凱旋の時、大魚又還り來つて讃岐國稚門の邊に出没し船船を侵せり、尊すなはち是を捕殺せんと欲し、阿野郡の山中に入り大木を伐りこれを繫て窰船を造り、尊自らこれに乗して大魚に向ふ、大魚退かすして尊の舟を呑む、官兵おのゝく鉾劍を以て大魚を斬る、大魚苦痛轉倒して海濱に奔着す、船

中の人其毒氣アノキあたりて仆る、尊獨り魚腹を割截して出づ、國史庶民集り來りて大魚を解切し官兵を助け出す、時に一童子忽然として顯れ、手に一水瓶を携へて來り之を尊に獻す、尊是を飲み給ふて神氣爽然體力元に復す、則ち問て曰く此水いつくの所にか有る、童子答へて曰く、此は樵夫の休場ヤスミの水なりと、尊又のたまわく、吾兵皆醉倒す汝宜しく村民を伴ひ行きて此水を汲來り、彼等に與へて以て必死を救ふべしと、童子命に従ひ清水を汲み來りて兵士に吞ましむ、多くの兵士皆忽ち毒氣を除きて蘇生す、故に此水を號して八十生水ヤソノアノキといひ、或は此兵數八十八人なりしにより八十八清水とも稱す云々、

西庄城址 西庄村にあり、香河民部少輔行景の先世之を築けり、天正六年夏羽床伊豆守此城を攻んとす、民部之を聞きて援を小早川隆景に請ふ、隆

景則ち兵五千人を以て之れを救ふ、伊豆守敗れて還る、同八年春行景長曾我部元親に降る、同九年七月十河民部大輔存保之を攻む、行景支ふると能はずして備後に去る、同十年元親其將山内源吾をして之を守らしむ、後ち元親阿讃豫三國を捨て土佐に歸り、此城終に廢すといふ、

坂出町 郡中最盛の地にして、其地域東西二十二町南北十五町ありて、其海灣を坂出港と稱し、船舶の出入頗る多し、阿野鶴郡役所、警察署、郵便電信局、稅務署、區裁判所出張所、製鹽株式會社及び偉大の煉瓦造なる紡績株式會社等あり、又た町の北方掘割に架する所の兩景橋は、花崗石煉瓦石を以て構造し圓形を爲し、其下船舶自在に往來す、砥上より四顧すれば、東には白峰の翠巒あり、西には象頭天霧の巨嶽あり、南は讃岐富士の奇峰蒼穹を突き立て聳る、北は瀬居、小瀬居、砂彌の諸嶋點々碧海の中に散在し、白

帆之に印し黒烟其帯を繞り、山海の光景畫圖の及ぶ所をわらざるなり、此地巨商富家頗る多く、街衢端麗、行人野卑ならず、産物は食鹽、醬油、紡績糸等を重なるものとす、町の南端には讃岐鐵道停車場ありて、東方は高松市に通し、西方は丸龜市及多度津町を経て琴平町に達せり、

鴨神社 加茂村にありて、延喜式内讃岐國二十四座の一社なり、祭神は一言主命にして、弘仁四年阿登宿禰大足なる者、大和國葛城より勸請す、三代實錄に叙位の事見ゆ、曰く、貞觀七年冬十月九日丁巳、讃岐國從五位下賀茂神ニ授從五位上ヲ、同十七年五月廿七日戊甲、授ニ讃岐國從五位上賀茂天神ニ正五位下ヲと、其後永徳元年に至るの間に於て正二位に陞り給ひし事史に見ゆ、故に往時大社なりしと疑なしと雖ども、今日只た村社たり、

神谷神社 松山村大字神谷にありて、延喜神名式内讃岐國二十四座の一な

り、祭神は天神立命にして、弘仁三年僧空海の伯父阿登宿禰大足の勸請なりといふ、三代實錄に曰く、貞觀七年冬十月九日丁巳、讃岐國從五位、下神谷ノ神授從五位上、同十七年五月廿七日戌申、授讃岐國從五位、上神谷、天神正五位、下とあり、其後永徳元年に至るの間に於て正二位に陞り給ひしと史に見ゆ、然るに此社に存する永祿十一年八月の棟札に、上棟奉再興正一位神谷大明神御寶殿上葺之事とあるを見れば、永祿以前正一位に陞り給ひしと疑なしと雖も、今は只た村社なり、

城山神社 府中府城山の東麓字北谷にあり、延喜神名式内讃岐廿四座の一にして、祭神は神櫛別命なり、社傳に云、景行天皇の皇子神櫛別命南海に住る大魚を誅し給ひし勳功に依りて、讃岐の國造に任せられ給ひ、館舎を城山に造營て居給ひしか、仲哀天皇の八年九月十五日年百二十歳にし

て薨給ふ、於是祠を城山の巔に建て其神靈を祭祀る(中略)國府を此城山の麓に定め給ふ時、府内鎮護の神と爲せしより以降、代々の國司甚く崇敬ひ、又官よりは神位授奉り、且名神の列にさへ預らせ給ふ、仁和四年國內大旱の時、當時の國司菅原道真朝臣、雨を此神に祈り給ひしに、忽大雨ふりて萬民の感喜おはかたならず、是によりて宮殿も追々廣大となりしか、貞治元年細川兩家の戦争の時、軍勢境内に亂入して、宮殿盡く兵火に罹り焼失せり、其時漸く神體ばかりを印籠といふ地に移し奉り、小祠を構へて祭り來れるか、何の頃にか有りけむ、遂に今の社地に移し奉る云々、

祭城山ノ神ニ文(菅家文章祭文部)

菅原道真

維仁四年歲次戊申、五月癸巳朔六日戌戌、守正五位、下菅原朝臣某、以酒果香幣之奠、敬祭于城山ノ神、四月、以降涉旬少雨、吏民之困、苗

種不_レ田_ヲ、其忽_チ解_テ三_三龜_ニ試_ニ、親_ム五_馬、分_レ憂_テ在_レ任_ニ、結_テ憤_ヲ惟_レ悲_ム、嗟_康命_之數_奇、逢_フ此_愆序_ニ政_不良_ト也、感_無徹_ス乎、伏_テ惟_ニ境_内多_山、茲_山猶_峻、域_中數_社、茲_社、尤_モ靈_ヲ是_ニ用_{ヒテ}吉_日良_辰、禱_請昭_告誠_之至_{ナリ}矣、神_其察_レ之_ヲ、若_シ八_十九_郷二十_萬口、一_郷無_レ損_、一_口無_レ愁_、敢_テ不_レ頌_、藻_清明_、玉_幣重_疊、以_テ饗_シ應_驗、以_テ飾_中威_稜、若_シ甘_澍不_レ饒_、早_雲如_レ頤_、結_カ、神_之靈_無所_レ見_、人_之望_遂不_レ從_、斯_レ乃_チ俾_ニ神_無光_俾人_{有_レ怨_、人_神共_ニ失_、禮_祭或_疎、神_其裁_之、勿_レ惜_、冥_祐向_ク饗_、木_丸御_所址_、府_中村_字鼓_ヶ岡_にあり、崇_德天_皇林_田の御_所より此_地に移_{らせ、}給_ム黒_木の御_殿なるより木_丸殿_と申_せしなり、此_御所_に六_年ましま_し終_に崩_れさせ給_{ム、}或_時御_笛の師_小川_の侍_從入_道運_如なる者_、此_行宮_と訪_奉りしに、折_{から}御_物忌_{にお}はして逢_給はさ_りければ、運_如則_ち一_首の}

和歌を詠進す、

朝くらや木の丸どのに入なから君にしられてかへる悲しさ

院此歌を御覽ありて、御指先を嚙切らせ給ひ、

朝倉やたゝいたつらに歸すにも鈎するあまの音をのみそなく

と御返歌遊はして返し給ひしといふ、

或説に曰く、新院椎門の海に五部大乘經を投し給ひしより後、顔色萎黄にして、爪さらす、髪そらす、常に異なりと云を、二條院聞給ひ、讚岐の人三木近保と云者をして、院を害せしむ、時に近保駒馬にのり、紫手繩を取て、鼓ヶ岡の皇居を襲ふ、院知給ひ、古柳樹の節穴に遁れ給ひけるを、近保是を捜して害し奉る、是に因て今に至る迄、三木氏の者、駒馬紫の類、白峰へ入す云々、

國分寺 端岡村大字國分にあり、眞言宗にして本尊は千手觀世音菩薩なり、案するに 聖武天皇天平七年疫癘頻りに至る、是を以て普く天下に令し給ひ、釋迦牟尼佛の金像高一丈六尺のもの一軀を造り、大般若經一部を寫さしめ、各敬みて七重の塔を造り、金光明寂勝王經妙法蓮花經各十部を寫さしめ、又 天皇親ら金字金光明最勝王經を寫し給ひ、每塔各一部を置かしめ給ふ、又十一年詔して國分尼寺を造らしめ給ふ、 孝謙天皇天平寶字四年尼寺に詔して、戒壇を作り國中の僧尼をして戒を受しめ給へり、此國分寺も亦た其一寺たりしなり、故に本尊は釋迦牟尼佛なりしに、曆年の久しき災變にあひて其本尊を失ひしより、他寺の本尊千手觀世音菩薩の像を移して之に代へたるに似たり、或曰く、弘仁年中僧空海當寺を再興するに當りて、自から觀音の像を刻し是を本尊と爲せしなりと、現今境内坪數三千

六百九十八坪あり、本堂、祖師堂、地藏堂、鐘樓、二王門等なり、
 讚留靈王墓 阿野郡陶村字猿尾にあり、王は日本武尊の第五子にして封を阿野郡に受け、 仲哀天皇八年九月十五日薨して此地に葬り、讚留靈王と諡す、
 全讚史に曰く、靈王居を城山の東綾川の邊に卜して治を爲す、因りて其地を名けて府中といふ、後ち讚の地分れて二となり、山田郡以東は神櫛王の裔之を有ち、香川郡以西は讚留靈王の裔之を保つ、綾氏の譜を閲するに、靈王の子を奈彌摩といひ、其子を奈鬼爾摩といふ、其子を醜王といふ王に二子あり、長を多富利別といひ嗣となす、次子を眞玉といふ、室を城山の北邊に構へて壯麗なり、國人之を稱して城山長者といふ、時々城山に登りて遊觀す、其亭迹今は存せり、眞玉また二子あり、長を益甲といふ嗣と

ならず、次子を黒丸といひ、居を栗隈に卜す、小麥を醸して酒となす、其味
 甘烈なり、自から以て美なりとなし、之を 允恭天皇に獻す、 天皇之を
 賞して酒部姓を賜ふ、其酒を稱して黒丸酒といふ、黒丸嘗て其居に水なき
 を患ふ、其宅の東北に栗の大樹あり、鶉數十常に其枝に宿す、一日鶉足を
 以て其地を跑る、頃刻にして清泉涌き出つ、夜中星照して祭々として玉の
 如し、因りて其泉を名けて玉井といふ、又其郡を名けて鶉足ウツメといひ、其里
 を栗隈ウツメといふ、皆此の縁なり、今栗隈に城山といふ所あり、蓋し其墟なり、
 多富利別の子を日向王といひ、其子を多郡君といひ、其子を依志君といひ、
 其子を意之古君といひ、其子を奴古君といひ、其子を堅石磨ツツノといふ、舒
 明帝嘗て讚岐に巡狩り給ひて、堅石磨の家を御館に充て奉れり、其子を大
 山磨ツツノといひ居を林田村に卜す、其子を圓呂磨ツツノといふ、 天武帝姓を綾公と

賜ふ云々、

瀧宮牛頭天皇祠 瀧宮村にあり、祠記に曰く、寛平元年邦内大に疫す、菅
 公深く之を憂ひ、自から般若心經を寫し、僧徒をして牛頭天皇壇にいたり
 て之を祈らしむ、七日滿つるの夜、僧徒夢む角冠羽衣の人嚴然として來臨
 し、告げて曰く、吾は牛頭天皇なり、三面は三光に像り以て衆生三毒の暗
 を破り、十二手は十二時にかたとり以て三四の苦難を除き、八王子およひ
 八万四千の眷屬を率いて、此に現はれ彼に隠れ、以て三界衆生の危難を救
 ふと、時に帳中に聲ありて曰く、善哉善哉、或は佛陀菩薩となり、或は神
 明夜叉となり、種々に化現す、皆是れ善巧の方便なりと、明日以て菅公に
 告ぐ、公大に感し乃ち祠を作りて之を奉す云々、然るに現時は瀧宮八幡宮
 と稱し、 崇徳天皇を奉祀して、樓門神庫拜殿神廟等あり、何れの時より

此の如くなりしか之を知るに由なし、其樓門には菅公治所舊跡宥怡謹書と記せる扁額を掲ぐ、境内に國分石と唱ふる古碣あり、菅相公弘仁二年の七字は微かに讀むへし、其下文は磨滅して見るを得ず、又た法然上人念佛修行石西行法師晝寢石等の榜を建てたる片石あり、祠の南麓を流るゝは綾川にして、花崗の白巖鋸齒の如く、層壇の如く、河身より顯はれ、青松其上に生ひ、清流迂繞して幽邃の佳境なり、左に古歌數首を録す、
崇院院御製

瀬をばやみ岩にせかるゝ瀧川のわかれても未は逢んとぞ思ふ

綾川の岩とのかどにあさる鮎瀬々の流にいくゝ經ぬらん

西行

自すから岩にせかれて諸人に物思はする瀧川の水

孝善

霧晴ぬ綾の河邊に鳴千鳥聲にや友の行方をしる

榮雅

夜や寒き汀の浪におりはへで千鳥しは鳴綾の河風

右の古歌は此あたりの詠歌なるやいなやさたかならねど、綾川の詠なれば序ツイデに茲に出せり、

瀧宮天満宮 牛頭天皇祠の北隣にありて、菅原道真私邸の舊跡なり、初め天皇祠僧空澄小祠を營して之を祭り、寛政年間之を大にせしといふ、神體は菅公の束帯にして、中世細川頼之木像を奉納せり、寶物中に孔子の木像あり、是れ瀧宮の北方松崎なる久正大權現クシタマ祠の主體なり、菅公儒教を尊み、松崎に孔廟を建て祭奠せしものにして、後世孔聖を久正と訛傳したるもの

なり、菅家文章に、州廟釋奠有感と題せる詩あり、曰く一越一拜意如泥、樽俎蕭疎禮用迷、曉漏春風三獻後、若非洪祀定兒啼、と則ち此像を祭つるの詩なり、當宮境内五百二十六坪にして萩多し、本社拜殿、社務所等あり、近時社前に菅公の記念碑を建設せんとするの計畫ありて未だ成らず、本郡の産物中其重なるものを擧ぐれば米、麥、大豆、砂糖、食鹽等なり

鷓足郡

鷓足郡は阿野、那阿兩郡の間に介まりて、宇多津町および川津、土器、川西、飯野、坂元、法勤寺、富熊、栗熊、岡田、長炭、造田、美合の十二村より成り、南方は山嶺を以て阿波國美馬、三好の二郡に界し、北方一帯は海に臨む、全郡の面積は十方里五分あり、

地勢は西北より南東に彎曲して狭長なり、山林原野少くして耕地多し、極東坂元村大字東極元より極西、川西村大字西二に至る二里七丁、極南美合村大字中通より極北宇多津町に至る六里二十二丁なり、郡名の起原を討ぬるに、允恭天皇の御宇栗熊村に酒部黒丸なる者ありて、宅中水無さを患ひしに、ある時鷓十あつまりて地を掘ければ清泉涌出せり、黒丸大に悦びて鷓にぞ事足れりと云、郡名是より出づ、

大道は二條ありて、一を琴平街道とし、阿野郡瀧宮村より來りて栗熊村に入り、岡田村を経て那珂郡琴平町に達せり、二は九龜街道にして、阿野郡坂出町より來り、宇多津町を経て那珂郡に入り九龜市に達せり、讃岐鐵道も亦た坂出停車場より來り、宇多津停車場を経て九龜停車場に通せり、宇多津町 郡の北端にありて海に瀕し、町數十四戸數千三百餘あり、海灣には商船常に來往し、廣潤なる地面に設けし鹽田は町の東西に連なり、鹽焼く煙絶ゆる間もなし、當町の繁榮は全く此製鹽業の爲めなり、

鵜足津

前大納言爲家

尋ねみんおなしうさねの泊ふね我思ふかたに便りありとや

島 醉

沖に帆のすてたやうなり夕かすみ

道場寺 宇多津町の西南丘陵の上にあり、佛光山阿彌陀院と號す、眞言宗にして四國遍禮第七十八番の札所なり、本尊は僧空海作一尺八寸の阿彌陀如來座像なり、當寺は空海の創造にして、仁治年間紀州高野山の僧道範なる者讃岐に謫せられて此寺に居れり、其自記に曰く、在家少々引上りて堂舎一字僧坊ある所に移しすへらる、此所地形殊勝に、東に望めば孤山夜月をさしけ月輪の觀を勸め、西にかへり見れば遠島夕日を含み日想觀自ら催す、後に松山聳へて海中にいたる、

さひしさをいかたへまし松風の浪も音せぬすみかなりせば
或時山にのほりて見渡して、

鵜足津瀉この松蔭に風立は島のあなたもひとつ白浪

其後永和年間に及びて、遊行一遍上人も亦た此寺に居りしとあり、永仁年

中細河右馬頭賴之修造を加へしといふ、現在の堂宇は本堂、大師堂、庚申堂、鐘樓、茶寮、庫裡等にして、場内老松鬱茂し、東北方は開湖にて遙かに三備の群山を望めは蛾眉の如く、眼下には宇多津の市街壘を敷くに似て、海港出入の帆船は鷗の浮遊に異ならず、真に望眺佳勝稱すへし、
 聖通寺 宇多津町の西南丘陵の半腹にあり、壺平山寶光院と號す、本尊は藥師如來の石像なり、寺傳に曰く、當寺は人皇五十六代、清和天皇貞觀十年聖賢理源大師の開基なり、聖賢は那阿那狹岑島サマシ（今の砂彌島）に生る、歳十六にして身を空海の弟眞雅法師に投して得度し、三論を元興寺の願曉圓宗二僧に學ひ、唯識を東大寺の僧平仁に學ひ、華嚴を東大寺僧玄榮に學ふ、又た空海の從子なる金剛峰寺の僧眞然に謁して密教を受く、貞觀十年故郷砂彌島に法を開かんとせしも、其地狹隘なるかゆへに寺院を營むに足

らず、故に此の地に寺を建て聖賢の二字をくわへて壺平山聖道寺寶光院と號す、六尊藥師如來は其創造の時海中に夜光のものありて恰も燭のごとし、その上に常に雲氣あり人々奇異の思ひをなし、終に漁人網を下して引に盤石の如くにして動かす、廻ち一人海に投して長繩を懸て漸に引あくるに石像の藥師如來なり、端嚴妙麗にして慈悲の相を顯はす、衆人驚嘆し遂に茅茨を以て其像を庇ふ、斯る靈驗奇異の佛像なるを以て當寺の本尊となせり、聖賢其後こゝを去りて興福寺の維摩會に應し、賢聖義および二空比量義を立つ、三論宗に賢聖義あるは此より始まり、聖賢平生苦行を好み、名山靈區到らざる所なし、金峰山の險なる役小角モシノセウカク以後攀つる者なし、聖賢再び之に登りしより苦行するもの相繼ぎて絶えず、貞觀の末宇治醍醐山を開き顯密の二教を講す、奈良に於ては市南院を建て以て三論の宗を廣む、又丈

六の佛像二十餘軀を造りて以て悲濟を勤む、仁和二年 勅して傳法阿沙黎の位を賜ふ、寛平二年貞觀寺の座主となり、延喜二年僧正に任せられ、同九年醍醐山を以て 勅願の所と爲す、是年六月逝く年七十八なり云々、毎年春季に至れば聖通寺市と唱へ近郡の老幼男女此寺に群集し頗る雜踏を極む、現今の堂宇は本坊、大師堂、觀音堂、辨才天祠、鐘樓等なり、又本坊左方の山上には巖の薬師と唱ふるあり、其上二丁許にして搖巖ユルイソと呼ふ周圍一丈餘の巨石あり、人片手を以て之を押すも乍まら動搖すと云ふ、宇多津城址 聖通寺背後の山上にあり、貞治元年細川右馬頭頼之此地に陣し、細川相摸守頼氏を白峰の麓に攻めて之を亡はし、其功臣奈良三郎衛門元安を鶴足郡珂二郡に封す、元安の裔奈良太郎左衛門此城を築く、其後ち奈良備前守の男太郎兵衛に及びて、天正十一年長曾我部元親の爲めに領土

を奪はれ、香川郡小山に行きて香西伊賀守に力を合せんとす、八月二日洪水の爲め山陳に居るとを得ずして在家に入りて雨を凌れしか、荷物悉く濡れて荷馬つゝかさりければ、荷物を捨て、阿波に趣き三好存保トヨタカに力を合せ、中富川の戦に奮闘して死せり、豊臣氏四國を平定するの後、仙石生駒の二氏封を讃に受け相續て此城に居れり、今に至りて山上に仙石權兵衛秀久の抛け石と稱して亂石多しといふ、田潮八幡宮 土器村小丘の半腹にある村社なり、往昔細川頼之同姓清氏と戦ふの際、此神に祈りし事ありといふ、社前馬場の側らに一大古松あり、偃臥十五間餘に及ぶ、土人の傳説によれば、頼之此松樹下に於て軍隊の指揮を爲せしにより、頼之掛引松と稱すと云ふ、社上の丘陵に短松疎生して稍平坦なる所あり、春季に及へば老若男女行尉酒瓢を携へて登遊する者頗

る多し、

飯の山 坂元村大字東坂元にありて、海面よりの高さ二百四十四丈の一孤峰なりと雖とも、平野の間に突起するを以て、陸上數郡海上數里の地よりよく之を望むとを得へく、且つ其山容富嶽に似るゐるによりて、國人稱して讚岐富士といへり、

西 行

讚岐にはこれをや富士といふの山朝けの烟たぬ日もなし

此山は古代にありて飯依彦命の居所たりしによりて、飯山の名を得たるものなりといふ、今山上に薬師堂あり、是れ往時は大山祇命を祀りしを、神佛混淆の際薬師となせしものなり、西麓に飯神社あり、延喜神名式内讚岐國二十四座の一社にして、祭神は即ち讚岐全土の創造者たる飯依彦命なり、

此社中古火災にかゝりしか爲め、舊記古證の見るべきものなきは深く惜むべきなり、

方山大明神 坂元村大字東坂元小字鷓殿腰にありて、飯山神社或は鷓殿越明神といふ、祭神は鷓住王なり、南海治亂記中の一節に曰く、人王十八代履中天皇六年にあたりて、鯽魚フナノメ磯別王の女姉妹二女を以て后宮に納て寵せしめ玉ふ、其二姫つねに歎息し玉ふことあり、天皇奇み玉ひて、汝ら何をか歎くやと問はせ給へば、二姫對へて申す様、妾か兄鷓住王といふ、其人となり強力にして輕捷なり、八尋の屋を馳越て遊行し遂に還らず、住吉の邊に住居す、其面會せざること歎くなり、天皇其強力を悦て使を以て是を召す、鷓住王卑賤に交り強力の者を友とする事を喜ひて、儀則を正し君長に對する事を好まず、此故に參來せず、重て使を以て召せども

猶參らざりければ、其後は廢て召し玉はず、鷲住王北けて阿波國脚咋アソケの邑に匿る、脚咋は今の肉咋ニクヅなり、野根村に相連れり、野根氏は其遠裔なり、鷲住王又讚岐國に出て、那珂郡に居住し、強力の者を聚め力競を事とし、壯勇の者を友として相嬉めり、二姫の希によりて讚岐の國造とし玉ふ、鷲住王卒して後、馴致の豪友其亡跡を慕ひ、社を造りてこれを祭る、今の飯山權現是なり、其兒孫相續きて其所を守る、其邑に喬木のわりけるにや、高木を以て氏とす、是より大方の者が出る事今に絶す、近世の高野山の常誓提院および高木右馬助など、喚れし大方も其裔なり、故に飯山を力山といふ云々、

宇閉神社 岡田村大字岡田下にありて、延喜神名式内讚岐二十四座の一社なり、今は上野八幡宮と稱す、祭神は 應神天皇にして武内宿禰を合祀し

村社たり、

大谷城址 長炭村大字炭所東にあり、全讚史に曰く、此城往昔よりありて、大谷川左近大夫橋光兼なるもの之に居り、南北兩朝の分るゝに及び細川頼之に屬して其城邑と保てり、光兼四子あり、長を六郎左衛門光邦といひ、次子を太右衛門光盛といひ、三子を左近右衛門盛國といひ、四子を三郎兵衛光高といふ、貞治元年に及びて細川清氏中院源少將を推して大將とし、南朝の 勅命を奉して讚岐に来る、大谷川光兼其族を以て之れに歸す、同年七月清氏高屋城に戦没し、盛國光高之れに死す、同年九月頼之西長尾城を攻む、源少將自殺す、光邦光盛父光兼と與に奮激して衆を靡きて進み力戦して死す云々、

長尾城址 長炭村大字長尾にあり、全讚史に曰く、海崎元高之を築く、元

高三采の橋を以て紀號となす、橋宿禰公忠の裔なり、三野郡宮御崎に居る、よりて海崎と改姓す、貞治元年高屋の役に功あり、乃はち封を栗熊、岡田、長尾、炭所、の四村に受け、長尾に城きて居る、應安元年正月二十七日大隅守に任す、因りて長尾大隅守と稱す、元高八男八女あり、適男次郎左衛門虎勝父の迹を繼ぎ、次男炭所に城きて居り伊勢守と稱す、三男左衛門督岡田に城きて居る、四男栗熊に城きて居り田村上野守と稱す、炭所より以下長尾三家と稱し甚た權勢あり、五男五郎左衛門岡田の後を受く、六男上野介栗熊の後を受く、七男左衛門尉長尾の後を受け筑後守に任す、八男惣左衛門炭所の後を受く、而して長女は安富筑後の妻となり、次女は齋藤下總守の妻となり、三女は三原左近の妻となり、四女は熊岡丹後の妻となり、五女は新名治部の妻となり、六女は伊賀掃部の妻となり、七女は石河兵庫

の妻となる、各子孫綿々として世々封を繼ぎ、天文元龜の間に及びて長尾因幡守及備中守なる者ありて、長曾我部元親に降りて城邑を有らしに、豊臣氏の南征するに及び、終に其封を失ひて城廢頽す云々、
大仙山 美合村大字中通にあり、海面よりの高さ二百十丈、山麓より頂上に登る一里なり、絶巔に祠あり大山祇神を祀る、傳へいふ 文武天皇の御宇役小角徧ねく諸邦を巡くるに際して此山巔に登りしに、一老翁忽然として來り謂つて曰く、吾は是れ大山祇神なり、常に此山に逍遙し、普く邦内の諸山を視て之を守護す、子吾か爲めに祠を建てよと、こゝに於て小角祠を營して之を奉し、又木花咲也姫を以て之に配し、大仙大權現といふ、祠後の小丘草木繁茂する處を御鎮座所といへり、是れ昔時神の現はれし所なりと、

登大仙山望海

鎌野景福

九萬鵬程遠、天低、雲水間、指看、青一髮、隱々々々州、山、
 土器川 源を美合村大字勝浦の山谷に發し、西北流して那珂郡に入り、四
 條、高篠、垂水の諸村を経て、再びひ本郡岡田村に入り、法勤寺、川西、飯野
 の三村を経て、土器川の西端丸龜市の東端に至りて海に注けり、其流過す
 る里程實に九里五丁ありて、國中第一の長流とす、
 本郡産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、葉煙草、食鹽等なり、

山田郡

山田郡は三木、香川兩郡の間に狹まりて、西植田、東植田、十河、坂の上、三
 谷、林、木太、川添、前田、瀉元、古高松、庵治の十二ヶ村より成る、全部の面積
 六方里五分あり、

地勢は狹長にして北邊は海に瀕し、庵治村は海を隔て、三木郡の北端に
 あり、極東十河村東大字龜田より、極西三谷村に至る直徑一里八丁、又極南
 の地東植田村大字菅澤より極北瀉元村大字屋島に至る五里二十八丁なり、
 大道は二條ありて、一は阿波街道とし、高松市より來りて木太村に入り元
 山、下田井、南龜田の三大字を経て三木郡に通せり、他の一は志度街道にし
 て、同じく高松市より來り古高松村を経て三木郡牟禮村に通ず、
 郡名の起原を討ぬるに、本郡丘陵多くして耕地の重なる部分は山田なるに

より郡名と成りしと云ふ、

戸田城址 西植田村にあり、元暦年間殖田若狭、允信則なる者あり、屋島戦役の際源義經に屬して功あり、降りて天龜天正の頃に至り、殖田美濃守安信此城に居り、長曾我部元親の爲めに征服せらる、天正十三年豊臣秀吉兵を遣はし元親を攻むるや、元親此城に據りて之を防ぎ豊臣の兵庫島に退く、後ち和成り元親阿讃豫三州を捨て、土佐に歸り城終に廢頽す、

神内城址 西植田村にあり、元暦年間殖田の族神内岩見守廣忠なる者此城に居り、源義經に屬し戦功あり、降りて貞治の時神内太郎景成あり、天文天正の際神内右京進景之およひ清定あり、皆な相繼ぎて居城せしが、戸田城廢頽と時を同くして墟となれりといふ、

西尾城址 十河村大字西十河にあり、十河氏歴世居城の墟なり、神櫛王の

苗裔讚岐朝臣の姓を賜はり世々牟禮城に居る、其子孫殖田氏に至り永長年間四子あり、長子を神内に封し神内太郎といふ、次子殖田に封し殖田次郎といふ、三子を三谷に封し三谷三郎といふ、四子を十河に封し十河十郎といふ、降りて貞治の時に及び、細河清氏南朝の勅令と奉し四國を征す、十河十郎親存先づ行きて謁す、清氏大に喜び親存を賞して首領となす、匹りて十河首領十郎といふ、後ち三世を歴て三好長慶の第四子を養嗣子となし十河讚岐守一存といふ、武勇世に聞こゆ呼んで鬼十河といふ、一存子なし三好長治の弟を養嗣子とす、孫六郎存保といふ、天正十一年長曾我部元親の爲めに攻落せられ豊臣氏に歸す、後ち存保山田郡に封を受け再度此城に居りしか、天正十四年島津氏征伐の軍に従ひて戦死し城遂に廢す、

三谷城址 三谷村にあり、三谷氏世々之に居り、元暦年間三谷左馬亮勝正

なる者あり、源氏に屬して戦功あり、降りて永享の時に及び三谷彌七郎景晴あり、細川氏に屬し射術の精妙を以て聲名を擧ぐ、後花園院の御宇京師に參勤す、其際西洞院通より怪禽飛ひ來り禁園の棟上に留まり異光を放ち、御腦しきりに起らせ給ふ、公卿相議し上古源三位頼政が鶴を射たる例にまかせて武士に命じ射殺せしむべしとて、足利家へ 敕使をたつ、足利家則ち景晴を奏薦す、景晴大内に參し殿上の庇に至り怪禽の來るを待つ、夜半果して來り光を發す、景晴之を射る怪禽地に落つ、景晴階を下らんとして落つ、公卿相訝つて曰く怪禽を一箭に射殺するの勇ありて何ぞ階より落る也と、景晴答へて曰く草莽の微臣參内階上に登る非分の事に屬す、而して既に勅命を果たす、誠恐懼に至りに堪へず覺へず如斯と、詞 敕聞に達し褒賞頗る深く故頼政の官と同しく兵庫頭任せらる、是より後兵庫

頭と彌七郎を三谷氏の通名とせり、天正年間及び長曾我部氏の攻むる所となり城遂に廢頽す、

喜岡城址 古高松村大字古高松小字歸來にあり、往昔此地に喬松ありて天日を覆ふよりて高松の稱を得、神櫛王の裔高松小三郎頼重なるものあり此小丘に居城す、其裔左馬助頼邑に至りて香西氏に屬す、天正十一年仙石秀久封を讃岐に受け、來りて此城を攻む克たずして還る、豊太閤の南征に及び片山志摩唐人彈正相助けて之を拒くといへども、衆寡敵し難く三將戦死し城遂に陥り墟となれりといふ、城址に喜岡寺あり、其背後に頼邑志摩彈正の墳墓相並べり、頼邑志摩の碑文左の如し、

高松左馬助頼邑墓碑

天龜天正之間、海内經戰最甚、迨^{シテ}豊臣氏^ニ關然^ニ一城^ヲ震^ニ驚^ニ四方^ヲ、如^シ雷^ノ如^シ

靈餘威振海外、若秦元親、強暴南國草偃、其餘舌縮股慄奔潰、獨不
 屈其威者、藁爾喜岡城而已、事詳于前載、略舉其要、城主左馬助諱
 賴邑、私諡道勝、所謂高松三郎賴重之曾、而世食于高松鄉、居喜岡
 城、仙石秀久受封於讚、先至攻此城、弗克而還、明年豐公命浮田黑田
 等七帥、將兵二萬三千人征讚岐、又先伐此城、彈丸黑子、地雖片
 山志摩唐人彈正率兵救之、而城中僅二百餘人、嚙齧龍車未足以喻矣、
 於是主將與志摩彈正同心決命守、三將振臂一呼、士咸佻飛、餓
 胃白刃、血戰而斃、視死如歸、豈非養士有素、而得其死力如此
 乎、嗟乎三子完志節死之、胡可不含笑于泉下哉、彼不以德而以
 威、宜乎其效死而不服也、世稱之曰三烈、比諸許男面縛絞人城下
 之盟、豈止天淵而已矣哉、是時天正十三年四月廿六日也、其墟今為寺

曰喜岡寺、住持龍客曰、恐後世墳塋埋沒精魂無依也、故欲立碑而
 表之、且使四方之士過此者感遠慨然、永懷其遺烈焉、使人遠
 請文於予、予深嘆其用心之厚、為之銘曰、

猛將如雲矢如雨、十雉孤危猶一蚊、
 力雖窮志不可奪、嗟烈士沒有餘攸、

從四位下行侍從清原朝臣宣光撰

片山志摩墓碑

君姓首藤諱俊秀稱志摩、父首藤玄蕃、明應中自紀來讚、屬香西氏、
 食米鷲田、居城片山、因氏焉、天正十三年四月廿六日、豐公七帥以三萬
 七千人伐喜岡城、君及唐人彈正授之、與高松左馬助共守之、猛將勅
 敵蟻集攻之、激如雨、撰錄成林、嬰城者僅二百餘人、兵盡力窮三將死、

之、嗟三子投命殉節、雖張巡許遠何以加哉、銘曰

其城可陷、志不可奪、義立守禦、自沒餘枯、

讃州處士菊池武賢撰

太平記十四卷諸國朝敵蜂起の條に曰く、かゝる處に、建武二年十二月十一日讃岐より、高松三郎頼重早馬を立て、京都へ申しけるは、足利の一族細川卿律師定禪、去月二十六日當國鷲田庄に於て、旗を揚ぐる處に、詮問香西これに與して、則ち三百餘騎に及ぶ、是に依て、頼重時尅を廻らさず、退治せしめんために、先づ屋島の麓に打ち寄せて國中の勢を催す處に、定禪遮て夜討を致せし間、頼重等身命を捨て、防ぎ戦ふといへども、屬する所の國勢忽に翻りて、剩御方を射る間、頼重が老父並に一族十四人郎等三十餘人、其場に於て討死仕り畢りぬ、一陣遂に彼がために破られし後、藤

橘兩家坂東坂西の者とも残る所なく定禪に屬する間、其勢已に三千餘騎に及び、近日宇多津に於て兵船を點し、備前の兒島に上りて、己に京都に責め上らんと仕り候、御用心あるべしとぞ告げ申しける、云々

南海治亂記に曰く、天正十一年仙石權兵衛尉秀久讃岐の國を場はりて小豆島に來り、引田の浦を取て島より懸持にし時變を考ふ、安富肥前守は元より秀吉公へ人質を出したれば、土佐方に従はずして雨瀧の城を明て小豆島に涉り居す、秀久先づ屋島を取て城とせんとすれども山高して益なし、幸に善き城あり高松城といふ、是を攻取んとて、二千餘人を以て取上り押寄たり、城主高松左馬助よく守て拔けず、空堀なれども數丈切立て底深く堀たれば、蟻の如く附たりとも城更らに抜くへからざれば、攻る事能はずして引返す、云々

同記に曰く、天正十三年四月、浮田八郎秀家備前美作の兵一万五千人、峰須賀彦右衛門尉正勝黒田官兵衛尉孝高（四ノ方カ）を檢使として、仙石權兵衛尉秀久尾藤甚右衛門杉原七郎左衛門尉家次小西彌九郎行長ともに、七人の兵將二万三千人を以て讃州に發向し、四月廿六日に屋島の浦に到着し、北ノ峰に旗を押立てたり、國中の人民これを見て騒動すること云ふばかりなし、北ノ峰は分内狭迫にして兵を留がたき故に南ノ峰に移る、此山は上代の名城なれども、山高ふして戦をなすに用なし、其日下山して牟禮高松に上りける、爰に喜岡の城とて小城あり、高松氏世々の居城なり、香西伊賀守か旗下なれば、加番として唐人彈正片山志摩守を兵將として百餘人指遣はす、高松左馬助か百餘人と共に二百餘人を以て城を守る、去年仙石秀久小西彌九郎二千餘人を以て攻れども堅城なれば陥らず、今度四國の手先に在て、大軍

の馬蹄にかゝる、秀吉公の御目代黒田孝高より浮田秀家に告て曰く、爰に小壘あり、此度の手始なれば陥落して然るべし、高松山の松を伐寄せ、空堀を埋上げさせ、足代にして一時攻めに陥いれ、國人の耳目を驚かすべしと下知し玉へは、仙石氏は是を聞て、去年我が攻め遣したる城なれば、人手には懸へからずとて攻寄る、總軍相諍ひて攻具を待たず取り上り、蟻の如く是に附て死亡多し、城内にも銃炮百挺ばかりあれども、業するども見へず、敵二万餘兵天地を響かせ攻め寄する、堀塹堅固なれども猛勢に切所なければ、大軍いやか上に重なり、何の造作もなく乗落し、二百餘人の者ども一人も洩さず攻め殺す、云々

屋島山 郡の北端にありて其形屋狀を爲す、故に名を得たり、山下山上共に舊跡頗る多し、其東麓を檀ノ浦といひ源平二氏の古戰場なり、山角北海

に突出する處を長崎といひ、安徳天皇行宮の舊址なり、南麓を圍繞するは古への所謂相引瀬の片影なり、西方海灣を隔て、遙かに連櫓の塵烟中に顯はるゝは高松市街とす、此山たるや形状の奇異と、風光の曠濶と、歴史上の故跡とを兼有するを以て、讃州に遊ぶ者必らず登覽を爲し、日本勝區の一として世人の熟知する所たり、故に今更らに其詳を記するを止め、代るに舊記および古人の詞藻を以てす、

屋島記（原漢文）

奥村景武

屋島は高城の東北に當り、碧海の中にあり、蓋し山嶽の神秀にして南國の壯觀なり、玲瓏の美瑰奇の勝、毛穎の能く載する所にあらざるなり、其狀や遠く之を望めば則ち彷彿として比屋の如し、故に名つく、峰白雲に聳るゝて影を滄海に倒にす、長坂脩途、莓苔の滑石に躋り、壁立の翠屏を攀ち、

絶頂に到れば精舍ありて、瑤臺瓊殿上方に玲瓏として宛かも仙都に入るか如し、大悲閣あり、相傳ふ僧空海一晝夜に營む所なりと、往きて北嶺に到る路逶迤たり、傳へいふ嘗て坊舎を築くこと一千なりと、遺跡尙存す、或は奇木千仞陰を万畝に垂る、欒柯掩葉鬱律稠蔭し、其幽寂なるや松喬王期の徒をして此に遊從せしむべきなり、東を仰きみれば則ち五劍峰巉峩として、其狀宛かも莫耶の新たに礪より發するか如し、南すれば則ち平野千里、地勢塊此たり、西を望めば則ち高城嶢嶢、雌雄の島其傍らに出づ、北すれば則ち滄海万里、洪濤瀾汙たり、夫れ玉淵を窺はされば、何を隴龍の蟠まるところを見ん、上邦を覬されば、豈に英雄の躡る所を知らん、遊覽既に周くして心胸豁然たり、既にして九折を経て檀浦に下る、元曆中、廷尉源義經、平亞相盛と戦ふ所なり、安徳帝皇居の遺蹤あり、昔は鳳闕玉階、輪奐の

美を盡す、今は山鬼野鼠、遊戯の墟となれり、松杉鬱々として秋氣慄慄たり、天命常なし誠に恐懼すへし、既に海濱に到れば則ち佐藤嗣信の碑あり、嘗て留侯の策を運らし英噲の勇を奮ふ、一朝君に代りて死し、千載尙は其忠烈を稱す、田夫野老過りて心酸涙下せざるはなし、抑も兩軍既に交はり鐘鼓の聲天に響き、旗翻翻として地に飄る、此時に當りて、此風光を愛し此幽寂を樂まんと欲するも其れ得へけんや、嗚呼功臣謀士忠を盡し義を勵まして今何んか存るや、今や方内人安く、萬民業を樂むの日に逢ひ、父子兄弟提携撫養しなほ其壽を終へざるを恐る、予嘗て經過すると數回、此幽寂を愛す、今茲に九月の季、又此山に陟り、此治亂興亡を觀て、以て時運に感す、遂に毫を揮いて記す、延享二年乙丑九月二十八日、

屋山懷古

中村久輔

山擁^ニ大荒^ニ地勢雄^{ナリ}、激波相擊折^ニ西東^ニ、仙鐘遙響^ニ鳥聲^ノ外、帝座忽^ニ看^ル、
 屢氣^ノ中、一隊^ノ旌旗雲出^ニ、千房棟宇草連^ニ空^ニ、女牆會^ニ照^ス舊時^ノ月、獨
 落^ニ江流^ニ似^レ學^レ石^ノ、

同

高尾養

屋山秋老^テ一^ニ寥然[、]此^ノ處戰攻元曆^ノ年水^ハ凜^{タリ}血池齋寺^ノ外、苔^ハ埋^ム碑銘石
 橋前[、]風聲入^レ樹驚^ニ兵^ノ走^レ、紅葉映^レ霞^ニ、^ニ軒^ニ連^レ、岸畔潮流猶有^レ怒、
 英魂今日在^ニ何邊^ニ、

屋山獅巖

荒木友興

獅巖枕^レ海^ニ險^{シク}、峭壁自巍^々、坐^レ石仙雲起^リ、倚^レ林^ニ黃雀飛[、]功名
 何^レ處^ニ厚^キ、富貴古來非^{ナリ}、知是滄洲地、不堪帶^レ月歸^ル、

屋山八景

賀雀庵梅晴

源氏か峰の秋月 明月や眼に見ゆるもの皆しろし

見歸橋の晴嵐 水筋を吹つゝさけり青わらし

八栗山の暮雪 御灯しの常より赤し雪の山

繼信墓の夜雨 雨雪の夜空に黒しけふ鳥

總門の落雁 稔りたる稻の黄みやわさる雁

檀浦の歸帆 釣り舟の續や秋の淺黄空

南海治亂記に曰く、天正十年十月長曾我部元親屋島山に上りて古跡を見物す、住僧出會して靈山の由來屋島合戦の圖説縁起の書等を演説し、山中の古跡獅子靈巖等を順見し山下あつて西瀧元に馬を止め、案内者を求めども人民山林に隠て一人も居らず、爰に屋島の法橋とて僧侶あり、是を尋出して嚮導とす、凡僧なれども辯舌利口の者にて元親もこれを稱美し玉ふ、即

牟禮の濱洲崎の堂の前に床机を据へて此所の由來を問ひ玉ふ、法橋か曰く、此屋島と申すは屋室を造り並へたるか如くなる故に屋島と申候、此の山は基は仙界にて不老不死の境なり、人王四十六代 孝謙天皇の御宇に方つて、天平勝寶六年に唐の鑑真和尚來倭の時、海上より此山の靈なるを見て船を寄せ、山上に攀上り其形勢を観察す、時に彼山の仙人出向ひて相俱に揖禮し相俱に快悦す、仙人の曰く、我山は未だ人間の栖に非ず仙界なり、此山を和尚に授くべし、佛法を興隆して人間界の患難を救ふへしとなり、和尚悦服して約諾し、鉢を此山に遺して上京す、帝崇信して戒壇を東大寺に築て律を行はしむ、其時屋島の仙人に會して約することを、帝に奏す、帝詔して屋島山を鑑真に授け戒律の疆とす、鑑真即ち我弟子空鉢惠海律師に授て開基せしむ、空鉢に附て巷説に傳へ來る所のもの多しといへども、際

限なければ之を略す、鑑真來朝より二十一年にして空海誕生あり、十五歳にして上京す、其中に常山に登り空鉢惠海の門に入りて戒を受け玉ふ、故に空海と稱す、嵯峨天皇の御宇弘仁年中に方つて、眞言秘密の靈場として觀世音を安置し、靈驗正しくして今日に至る、さて又鑑真來倭より八十年以前、天智天皇八年に異國の襲來を拒かんとて、此山を城郭に築き玉へども兵事に及ふとなければ、人の住することなし、然れども其地勢險要にして分内廣く四方巖石にして屏風を立たるか如くなれば、世々の天子も是を要地として捨玉はず、世俗是によりて弓矢島と申し、向の嶽を矢クリガ嶽とも申候、時により名の易はる事こそ候、既に平家落足の時、安徳天皇も此島を皇居とし玉ふ、故に源平兩家の戦の街となりて、其言種とも多く候、荒々是を申上べく候、先つ今日高松より屋島へ渡り玉ふ瀬は、

是島の東西より滿來る潮こゝにて行合ひ、又引時も此所より引分れて東西に去る、故に之を相引ノ瀬と申候、又其向に方つて一木の松の候、是は判官殿阿州より乘來りたる馬の鞍を取りて此所の松にかけ置汗馬を休め玉ふを以て、鞍カケ松と申候、又屋島の瀧元より高松の邑に向たる出崎は、後藤兵衛眞基が屋島の内裏を焼んと謀りし時、其郷里の牛馬を集め向の島へ追渡して海底の淺深を試るに、黄牛一の先に進んで向の岸に着しかば、此所をさして黄牛が崎と申すなり、又高松の東に大陵あり、何の王の陵といふ事を知らず、其傍に佐藤繼信を葬りたる塚あり、同所に名馬大夫黒か塚あり、世は移り行けども、名は留まつて斯の如し、又繼信が石碑は屋島の皇居の北にあり、是は義經今平氏を攻滅はしつるとは繼信か忠死を遂けたるに因るといふ事を、後世に知らしめんか爲めに塚を築き塔婆を立て置た

るといひ傳へて候、又此高松の濱は東西に行き、牟禮の濱は南に行く、洲崎の堂は内裏より東南に當れり、是より乾イホヒの方内裏に向ひ、奈須與一が扇の的を射たる駒立岩あり、同じく誓ノ岩あり、此洲崎の堂も大師大法修治し玉たる所にして、古へは莊嚴ゆゝしき道場にて、靈驗もこれ有る由申傳へ候、八栗嶽にても大師大法を行せられ、其窟イソヤ上工の功作にして、今に存せり、是にも希有の説多し、又大師自作の大日の像白盤石に刻み付けて、是より見ゆる八栗寺は内裏より良ホシトクに當つて、海越二十町も有なん同所に庵治の浦あり平氏の隠家なり、又是より巽タツミに當りて三町計にして平阜ヘイフあり、兩龍山といふ、是源氏の陣跡なり、又東南に當りて山越の道有、一里計さきに志度ノ浦あり、是も靈場なり、瀧元より、屋島寺へ十八町、洲崎堂より八栗寺へ十八町あり、志度八栗屋島各々観音安置の道場なり、又是に枕マタ

木の二本見へて候は、總門の汀にて候、其時の門柱潮に漬りて石と成り今に存せり、是に付て巷説あり、昔平家屋島の皇居を定めて、牟禮高松の海濱に柵を構へ總門を立て固をなす、然れども潮は朝夕の干満ありて、常規なし、干潮の時は船は沖に出て遠さかり、汀の柵は干瀉ヒガタに残りて源氏の固となり、總門は源氏の門戸となりて平氏の害をなす、城郭を構へん人の兼て慮かるべきとなりと申傳へて候、云々

屋島寺 屋山の頂にあり、南面山千光院と號す、四國第八十四番の禮拜場たり、本尊は千手觀音脇士は婆蘇大仙功德四天王七佛セツヤト盧舍那佛なり、皆な空海の作といふ、堂宇稍廢頽に及ひしに、近時屋島保勝會なるもの起りて、漸次修補を加へ、寺畔の開拓を行ひ、櫻樹數千株を栽植せしにより、十數年の後に至れば四圍彩雲の佳境となるべし、寺前に茶店を設け案内記を點

く、之を購へば屋山および附近の名勝舊跡等導者なくして遊覽するに足れり、また一種の陶器を賣る屋島焼と稱す雅致賞すべし、當寺の縁起は屋山の條下に出づるを以て爰に再説せず、

屋島城址 屋山の北麓にあり、則ち平氏の城跡なり、嘉永二年平氏大宰府にありて緒方惟義の爲めに追はれ、此地に來る、時に菊地胤益材を阿波にどり、内裡および大臣公卿の居所を建つ、元暦二年源義經の爲めに燒かる、

屋島懷古

松平頼儀

官軍一出狩ニ南州ニ、洋海、風雲寄ニ晷旒ニ、戰合縱橫金鎬亂、城高左右旆旌流、臨レ營月影懸ニ愁夢ニ、打レ岸潮聲落ニ客舟ニ、遙憶英魂何所ニカ處、蒼々曉色星河悠、

同

桂山義樹

海門風浪怒テ難レ平ナリ、此ノ地曾テ屯ス十萬兵、金鎬頓ニ飛テ魚鼈ノ窟、樓船空テ保ッ鳳凰城、宋帝遺臣迷ニ北極ニ、周王君子盡ニ南征ニ、不レ識英魂何レノ所ニカ處、月明ニテ波上夜吹テ笙、

同

那須資明

屋島戰塵元暦年、源軍金鼓震ニ城邊ニ、朱旗欲レ亂翻ニル雲樹ニ、畫鶴終ニ飛ニテ映ニ海天ニ、増浦、浪花隨レテ散ニ、栗山、風月經レテ秋圓ニ、猶テ餘ス平氏轅門ノ跡、鬼哭應レ知夜雨ノ前、

同

僧海量

海灣高倚、梵王宮、畫閣金樓爛、映レ空、啼淚未レ乾零露白、血痕猶濕ニ落花紅、餓禽飛上、孤墳樹、驚浪怒號、屋島、風、今日誰レ看南浦、暮、雲間、織月影如、弓、

源平盛衰記に曰く、元暦元年八月十五日、屋島には秋も既に半に成りにけり
 りと哀なり、何しか稻葉の露も置増しつゝ、萩吹く風も身に入るに、海士の
 の然く藻の夕煙り、尾上の鹿の曉の聲、哀を催す便なり、さらぬたに秋の
 空は物憂きに、宿定めぬ旅なれば、何事に付ても心傷しめすと云ふ事なし、
 此春より後は、越前三位の北方の様に、波の底に身を沈むるまでこそなけ
 れ共、女房達の明ても暮ても臥沈み泣給ふもいとをし、願ひ故郷於萬里之雲
 外、忍び舊儀 於九重之月前、今夜は名を得たる月なれば人々隈なき空を詠
 めけるに左馬頭行盛かくそ讀み給ひける、

君下めはこれも雲井の月なれど猶戀しきは都なりけり

又曰く、去る程に十月の末にも成りしかは、屋島には浦吹く風も烈しく、
 磯越す浪も高ければ、船の行通ひも希なり、空騒陰り打持雨つゝ、日數経

る儘には都のみ思ひ出で戀しかりければ、新中納言知盛

住馴れし都の方はよそなから袖に波こそ磯の松風

と口すさみ給て、脆きはたゞ涙なり、三河守範頼追討使として既に發向す
 と聞えければ、いと心迷はしあへり、

又曰く、元暦二年、屋島には隙行く駒の足早く、留まらぬ月日明晩て、春
 は賤か軒端に匂ふ梅、庭の櫻も散りぬれば、夏にもなりぬ、垣根つゝきの
 卯の花、五月の空の郭公、啼くかどすれば程もなく、秋の色に移りて、稻
 葉に結ふ露深く、野邊の蟲の音よはりつゝ、冷しき比も過暮て、冬の景色
 を凄しき、麓の里に時雨して、尾上は雪も積りけり、斯て春を送り夏を迎
 へて、既に三年にもなりぬ、又東國の兵の攻來ると聞えければ、越前三位
 の北方の様に、身を投るまでこそ無けれ共、有る空も覺へねば、女房達は

さしつとひつゝ、唯泣くより外の事ぞなき、内大臣宣ひけるは、都を出て既に三年になりぬ、浦傳ひ島傳へして明し曉すは事の敷ならず、入道の世を譲りて福原へ下り給ひたりし其跡に、高倉の宮とり逃し奉りたりし程、心憂かりし事はなしと仰せられければ、新中納言は、都と出し日より少も後足を引くべきとは思はず、東國北國の奴原も随分に重恩とこそ蒙りたりしか共、今は恩を忘れ契を變して悉くに頼朝に隨ひ付きぬ、四國とても慥もしからず、さこそはあらんすらんと思ひしかば、唯都にて弓矢太刀刀の續かん程は禦さ戦ひて、討死射死をもして名を後の世に留め、家々に火をも懸て塵灰ども成らんと思ひしを、身一人の事ならねばとて、人なみくくに都をわくかれ出て、終に遁るましき物故に、斯る憂目を見るこそ口惜けれとて、大臣殿の方を抽氣に見給ひて、涙くみ給ひけるそ哀なる、云々

御殿山 庵治村の北端にある丘陵にして、往時松平氏漁遊の際觀望を爲す

か爲め雅亭を設けたる所とす、其麓にも亦た小別墅の跡を存せり、此山たるや高大ならずと雖も、北海に突出し、左には檀ノ浦を隔て、屋山天半に横ばり、源平攻守の舊跡遙かに指點すべく、北方は大島鎧島兜島稻木島等點々として眼下にあり、其間の潮流急奔して渦紋を爲し頗る壯觀なり、遠望すれば西に男木女木の二島あり、北に豊島小豊島あり、東北には小豆の大島雲際に列せり、正東を望めば微翠彷彿海天の間に一線を曳くに似て淡路島あり、南方を顧みれば五剣の奇峰天を突きて聳ゆ、漁夫の緩歌聲續して來り、四方の回風山の奇松を吹いて聲あり、眞に山海の佳景を聚めて一顧望の裡に盡すといふべきなり、

本邦産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、金、鹽等にして、檀浦の海參は名

品なり

香川郡

香川郡は佛生山町および宮脇、栗林、東濱、太田、鷺田、一宮、多肥、大野、淺野、川東、安原下、安原上東、安原上西、池田、山佐、川岡、四座、檀紙、弦打、上笠居、中笠居、下笠居、雌雄島、直島の二十四ヶ村より成り、東方は山田、三木の二郡に連なり、西方は阿野、鶴尾兩郡に接す、南方は山嶺を以て阿波國美馬郡に界し、北方は海を隔て、備前國兒島郡と相對す、郡名の起原を討ぬるに、上古安原上の溪谷に樟の大樹ありて異香芬々として、其樹下より出づる水かほりありて溪水に入り、其下流大河となり郡の中央を貫流し香東川と稱し海に注ぎ、郡中穰都として匂ひ渡りしより、香川郡の名を得たりといふ、

大道は五條ありて、其東郡に通するもの二條にして、一は志度街道といひ、

高松市より起り東濱村に入り、山田郡古高松村に通し、一は阿波街道といひ、高松市より起り東濱村大字福岡下に入り、山田郡木太村に通ず、其西郡に通ずるもの二條あり、一は丸龜街道といひ、高松市より起り宮脇村大字西濱に入り、香東川を渡り、弦打、檀紙二村を経て阿野郡に通し、其一は琴平街道といひ、高松市に起り栗林村に入り、鷺田、一宮、圓座の三村を経て阿野郡畑田村に通せり、其南方に通ずるもの一條あり、佛生山街道といふ、高松市より起り栗林村に入り、太田村、佛生山町および長野、川東、安原下、安原上東の數村を経て、阿波國美馬郡岩倉村に通せり、又鐵道は高松市に起り丸龜街道に沿ひて阿野郡に入れり、
鹽ノ江鑛泉 安原上東村にあり、此地たる四圍峰巒重疊して清流其間を奔下し、頗る幽雅の光景に富む、冷泉は一個所にして槽を設け井となせり、

泉井の上段に大師堂藥師堂あり、其傍ら飛瀑懸れり白櫻の瀑布と稱す、直下數丈水勢激翻して飛沫雪の如し、泉麓の溪流を隔て、浴舎檐を並ふ、
五、山上、井筒屋、丸久等を最とす、各家浴室を設け鑛泉を汲み來りて浴湯とす、浴客多くは自炊を爲す、其方法頗る簡便にして、一日六錢を投ずれば一室を得且つ隨意に入浴し、飲食器具また用に應じて之を供す、故に唯た米、薪、炭、油、魚肉、蔬米、食鹽、醬油等の類を購ひて之を舍婢に交付せば、一切調理して膳に上す、蒲團一夜の掛料二三錢に過ぎざるなり、舍婢の纏頭に至りては浴家の分に應ずるは勿論なり雖も、山間朴素の婦女なるを以て甚だ寡額淡泊なり、
鑛泉の沿革に至りては舊記の看るべきものなしと雖も、土人の傳説によれば、聖武天皇天平年間僧行基之を發見し、病者の入浴を勸めしより里

人初めて來浴し、嵯峨天皇弘仁年間僧空海來りて此鑛泉の効驗を説きしより、稍々廣く世に知らるゝに至りしと云ふ、鑛泉の成分及び効用に於ては、大阪衛生試験所の検査報告に詳かなり、左に掲録す、

定量分析

本泉は淡黄色清透にして味なく、硫化水素臭を有す、反應は弱亞兒加里性なり、其比重は攝氏十八度に於て一、〇〇〇に居り、其毎ソーテル中〇、〇四八七五蘭謨の固形物を含有す、即其成分は左の如し、

- リウウロカルム 硫化加留謨 〇、〇三三四
- コロルウロカルム 格魯兒化加留謨 〇、〇一七七
- コロルウロカルム 格魯兒化那篤留謨 〇、二七八六

- チカタンサンナットルム 重炭酸那篤留謨 〇、〇八六七
- チカタンサンカールシユム 重炭酸加兒叟謨 〇、〇五二七
- チカタンサンアサレクワツ 重炭酸亞酸化鐵 〇、〇一四三
- ケイサン 硅酸 〇、〇二二三
- リウウロスイソ 硫化水素 〇、〇〇五四
- ユウリカタンサン 游離炭酸 〇、〇一〇九
- ホウサン 硼酸 痕跡
- リンサン 磷酸 同
- ハンダ 礬土 同
- クダ 苦土 同
- 有機物 同

奏効諸瘧

一 慢性筋攣、質私及筋強直、慢性痛風

二 各種神經病の僕麻質私に因する者及痛風

三 慢性皮膚病例へは疥癬、白癬、禿瘡、髭瘡、癩風、濕疹、乾癬、挫瘡、又は慢性潰瘍、及膿疹、慢性丹毒の類是なり

四 梅毒(殊に頑固なる)に宜し、而して硫黄泉は潜伏せる梅毒を發現せしめ、沃度劑若くは水銀劑を用ひて之れを驅除するに適せしむべし、蓋し硫黄温泉に浴すれば忽ち蓄積疹等を發するを常とす、因て皮膚に發する梅毒性弛緩緩瘍、護膜腫、梅毒性骨膜炎及横痃等の患者、之れを浴用するときは、偉効あるものとす、

五 下腹充血、全身多血、肝臓腫大及鉛水銀等の慢性中毒に飲用せしめて効あり

あり

六 喉頭咽頭の慢性加答兒、及氣管支加答兒に吸入せしめて効あり、

七 子宮及卵巢慢性加答兒

八月經不調

九 慢性關節炎、骨病、創傷炎の遺殘、癱瘓等に効あり、

鑛泉の附近にある勝區舊跡其數甚た多しと雖とも、悉記するは煩に堪へざる所なり、故に左に十一を擧ぐ、

巫女淵 一名鰻淵といふ、鑛泉の東方約十町字杵野にあり、漆黒の滑岩溪

底を爲し、其中央を東西に横断して堀鑿せる凹穴あり、奔流集中して、相

激し、更らに一奇巖に衝突して迂迴す、奇巖の狀芙蓉峰に髣髴たり、其下

湛然深淵を爲し、乍ち奔りて崖を嚙み、泡沫を飛ばして湍となる、

鏡岩 泉の東方二町許にあり、溪中赭岩重疊して一大層をなし、其狀鏡に似るあり故に名を得、巖上老松偃臥蟠繞し、白浪其裾を洗ふ、有明瀬 泉を去る四丁許部落の西端にあり、溪流廣濶となり濼々鑿々たる所、溪底悉く極白の花崗石より成り、鋸齒の如く水上に突出し、泡沫飛散して白浪白石相映し、星夜といへども尙ほ皎々たり、權現ヶ嶽 泉の西方五町、一巖峰あり之を權現嶽とす、山骨稜々松杉偃蹇頗る奇異なり、山中熊野權現の祠あり、雪中の光景最も賞すべきなり、不動ヶ瀧 權現嶽の東、武庫山マケクラの麓にあり、高さ十二丈五段に落つ故に五重瀑の別名あり、瀑身極白なる花崗岩より成り素練を引くに似たり、傳へ云ふ僧空海此邊に來り庵を建て、瀑中の岩面に梵字を以て不動明王を刻せりと又た曰く、四百餘年以前にありて佛生山法然寺の僧中學上人なるもの

來りて庵を建て、此瀑中の左岩に梵字を以て不動明王を刻せりと、何れか眞なるを知らず、旱天の候に及べは今尙ほ之を讀むを得といふ、玉露壁 泉を西北に距ると十五町字岩部にあり、香東川の上流に當り、花崗巖の大絶壁なり、高さ四十間餘幅九十間ありて、中腹を横遮し灌溉樋を架し、水滴常に漏れ、絶壁中央の一瀑また涓々たり、各季至れば漏滴瀑水悉く凝結して、或は大玉柱をなし、或は大玻璃簾を現し、頗る異觀なり、此壁北に大缸あり、規模偉大にして歐風の新築造に係り、山間稀有の佳缸なり、夏時にありては缸下片舟を泛べ、山川の奇を賞するもの尠からず、内場城址 字岩附の奥にあり、嘉應承安の間に於て、越後國に藤澤入道なる者ありて、威名東邊に高し、時に信濃の國に熊坂長般クマサカチカウマンなる者ありて、威名を假りて、東海東山兩道に出没し強劫を事とす、入道常に之を愛ふ、

長般京商吉次なるものを江州鏡山の旅舎に襲ふ、偶々源義經牛若丸と稱し、吉次と同宿し、長般を撃殺す、其事世上に喧傳せり、入道耻ちて出亡し、諸邦に放浪して竟に讃岐に入り、安原の窮谷なる内場に来り城を築きて居り、茲に死す、其子を藤澤新太夫道信といふ、元暦二年屋島の役に戦没す、世人稱して藤新太夫或は道信太夫と呼ひしとぞ、

甲斐股城址 岩部の奥にあり、天正十一年武田勝頼長篠に敗死し、其次子伊豆八郎信能、朝比奈五郎に擁護せられて讃岐に来り、安原の山間に入り、藤澤新太夫重弘に寄る、重弘其女を以て信能に妻あはせ、甲斐股を分與す、信能其地に城して居る、已にして重弘年老ひ其男次郎吉なは幼なり、故を以て信能内場城に還りて藤澤家の事を處理す、よりて藤澤八郎といふ、次郎吉成長するに及びて、八郎は小字別子と稱する阿讃兩界の山間に入り別

子八郎と稱し、狩獵を業とす、嘗て大蛇あり道に當る、八郎急迫之を射る、大蛇疾走して遁れんとす、八郎之を追逐して阿野郡國分なる關池に至る、八郎疲勞し疾射すること能はず、大蛇虚に乘し巨口を張りて八郎を呑まん、とす、八郎勇を鼓し燕尾箭を以て大蛇の咽喉を射、一箭にして之を斃すといふ、

鹽ノ江礦泉より縣内外各地に至る里程左の如し、

| | | | |
|---------|----|--------|----|
| 大内郡松原村 | 九里 | 寒川郡長尾村 | 四里 |
| 寒川郡志度町 | 六里 | 三木郡平井村 | 四里 |
| 香川郡佛生山町 | 四里 | 高松市 | 六里 |
| 阿野郡瀧宮村 | 五里 | 鶯足郡坂出町 | 七里 |
| 那珂郡九龜町 | 九里 | 那珂郡琴平町 | 八里 |

多度郡多度津町

十里

豊田郡觀音寺町

十四里

阿波國脇町

四里

最明寺 安原村大字安原下にあり、寺記によれば、文武天皇の御宇大寶元年、僧行基二十餘歳の時、創めて當寺を建立し如意輪寺と號す、嵯峨天皇弘仁十二年、僧空海四十八歳の時當寺に來り精舎を興し千手眼觀世音の像を刻し之を安置す、依りて空海を以て中興開基とす、龜山院の御宇文應元年、北條相摸守時頼薙髮して最明寺と號し、日本巡國の途當寺に宿す、其鎌倉に歸るの後ち、諸國に壹寺を建設し遺跡とす、當寺も亦た其一たり、之によりて最明寺と改稱す、降りて天正年間に及び、長曾我部元親の兵火に罹り堂宇烏有に歸す、後ち檀信徒之を再建し、明治十二年また大火の爲め灰燼し其後再建をなし今の寺觀を存せり、寺寶は時頼書簡數通を張りたる卷軸二幅なりといふ、

冠纏八幡神社 由佐村大字由佐小字月見原にある郷社なり、祭神は 應神天皇にして、仲哀天皇神功皇后を配祀す、社傳によれば、貞觀三年、智證大師國中を巡行して香川郡井原の莊（今の由佐村）月見原に至る、松林の内に毎夜燈光あり、大師尋ねて其所に至れば白鬚の老翁あり、謂づて曰く 朕はこれ鳩峰大自在王菩薩なり、吾此地に鎮坐し井原の民を護らんとす、汝宜しく力を盡すへしと大師即ち村民を募り祠を其地に立て法樂を爲す、奇なる哉一條の白氣東方より飛來りて其祠に入る、大師また弟子眞逆をして一字を建て其祠を主とらしむ、其後五百餘年を経て、管領細川頼之頗る之を崇信し、出陣ごとに幣帛を奉して祈請を爲し、又た毎歲四月三日の祭日を定めしより今日に至るまで、右馬頭市と唱へ祭典甚だ盛莊なり、

輯之又た親から供奉するに代へて冠を獻す、是より冠縷の號ありといふ、
 天福寺 由佐村大字岡にあり、仁和寺の末寺にして美應山法輪院と號す、
 寺記によれば、聖武天皇の御宇天平年間、僧行基井原郷音谷に一字を立
 て藥師如來の像を刻して之を安置し、美應山法輪院清性寺と號す、弘仁年
 間、僧空海之を修造し、慈覺智證の二僧相次きて在住せしが、四條院天福
 元年、讃岐國司橘公忠 勅を奉して寺東七十間の地に五十町四方の區域を
 劃し新寺境を定め、本堂、大塔、講堂、經藏、鐘樓、本坊、十二僧坊等^を建て清
 性寺を移して天福寺と改稱す、降りて天文間に及び、細川澄賢仁王門を
 建つ、天正十三年十月、長曾我部元親由佐城を攻むるに際して、兵火の爲
 め堂塔伽藍殆んど焼失し盡したりしに、松平氏入國の後元祿八年、節公諱
 頼常の命により現今の地に移し本堂を再建せり、當今寺域は六千坪ありて、

建物は仁王門、本堂のみなり、寺寶の重なるものは左の如し、

- | | |
|---------------|------|
| 一本尊藥師如來木像 | 僧行基作 |
| 一十二神將像 | 僧空海作 |
| 一神體山王權現木像 | 僧慈覺作 |
| 一地藏菩薩木像 | 同 |
| 一六字名號 | 僧空海筆 |
| 一阿彌陀如來木像 | 安阿彌作 |
| 一菅原道真畫像 | 自筆 |
| 一阿彌陀如來像 | 中將姫筆 |
| 一後醍醐天皇御宸筆 | |
| 一後鳥羽天皇御宸筆伊勢物語 | |

法然寺 佛生山町の南端小丘の上にあり、淨土宗にして佛生山來迎院と號す、本尊は阿彌陀如來なり、寺記によれば、建永年間、僧法然讚岐に謫せられ那阿郡子松郷に居り、一字を建て、阿彌陀如來の像を刻して之を安置し、生福寺と名けたり、法然赦されて京師に歸りし後ち、其寺廢頽に屬したりしか、寛文八年、松平頼重其佛像を此地に移し、丘陵を開き茆茨を葺り、大に土木を起し、夥多の堂塔僧房を造營し、寛文十年知恩院主尊光法親王に請いて淨土宗四ヶ本山に準せしめ、延寶元年、徳川氏に請ふて朱印地を與へ、延寶三年、住職に常紫衣の勅許を得せしむ、是より以降松平氏常に營繕を爲せしを以て、今日に至るも其舊觀を損せずして、本堂、本堂門、地藏堂、三佛堂、三佛堂番處、祖師堂、弘法大師堂、新寶藏、涅槃門、來迎堂、文殊樓門、二尊堂、韓門、二王門、大門、十王堂、柵門、總門番處、見返し地

藏堂、小黑門、裏門、裏門番處、庫裏の二十三棟ありて、境内反別五町九反餘あり、丘頂に圓光大師（法然）の分骨墳墓及び松平氏累代の墳墓あり、寺寶の重なるものを擧ぐれば左の如し、

- 一 龜山天皇御宸翰
 - 一 後陽成天皇御宸筆三尊名號
 - 一 尊光法親王御筆常紫衣條目序文
 - 一 彌陀二十五菩薩畫
 - 一 羅漢畫
 - 一 彌陀木像
- 金岡筆
土佐將監筆
惠心作

横井城址 池西村大字横井にあり、尾池玄蕃なるもの之を城く、玄蕃は平頼盛の裔なり、頼盛の母を池田尼といふ、因りて世人頼盛を呼ひて池殿と

稱す、頼盛五世の孫尾張守に任するものあり、よりて其子孫尾池を以て姓となせり、建武年間、尾池玄蕃頭保俊なるもの細河定禪に従ひて信濃より來り、功を以て采邑を此地に受く、永錄八年、松永久通將軍足利義輝を弒す、義輝の妃烏丸氏まさに嫉めり、近臣小早川外記吉川齋宮の二人、妃を護して讃岐に遁れ、來りて尾池玄蕃光永の家に匿る、數日にして義辰を生む、遂に尾池氏を冒し光永の嗣となる、天正十年十一月、仙石秀久の臣上杉伊賀太郎數百騎を率ひ、來りて横井城を攻む、克たすして玄蕃の爲めに殺さる、生駒一正封を受けて入國するに及ひ、祿千石を以て玄蕃を招く、其後祿を二分し、一半を嫡男傳右衛門に與へ、一半は次男藤左衛門に與ふ、三男は横井の城墟に居りしか、後ち去りて西讃に行きしといふ、

田村神社 一ノ宮村大字一ノ宮にあり、祭神は倭迹迹日百襲姫命、五十狹

芹彦命セリヒコノミコにして、天五十田根命アマノイソノタネノミコ、天隱山命アマノカケヤマノミコ猿田彦命サマタヒコノミコを配祀し、合せて五座とす、往昔神位正一位を授けられ、國中の一宮として正一位田村大明神と稱したり、社傳によれば、元明天皇和銅二年の創建とあり、然れども是れ社殿再興の年代を誤り傳へたるか如し、其創建の時代は尙ほ遙かに上世なるに似たり、降りて中世に及ひて、佛徒神佛同一の説を爲し、社寺を混淆せしより、社傍神臺山大寶院祭祀を司とり、僧空海來りて自作の觀音立像を安置し、以て本尊なりと唱道す、是より後ち空海を中興開山と爲すに至れり、松平氏讃岐の太守となるの後ち、神主社僧兩部の制を廢し、純然たる神社とし、殿宇の營繕すへて藩費を以て之を辨せしか、王政維新の後ち、國幣中社に列せらる、現今境内四千七百八十四坪にして、本社、奥殿、拜殿、神輿殿、神庫、社務所、隨神門等あり、大祭は毎歲十月八日、中祭は五月八日

を以て執行す、寶物は神代矛一本、古代矛十本、古鍔壹個、弘安七年の古額、細川の勝元長録四年壁書等なり、
 中間天神祠 ナカマツ 檀紙村大字中間にあり、傳説によれば、往昔中間に秦久利なるものありて男子なし、此時に當りて菅原道真讃岐の太守として阿野郡府中村の官府にあり、久利菅氏の族子を養ひ女を以て之に妻はす、後ち道真太宰府に左輔せらるゝに際し、其乗船笠居村の海邊に泊す、久利之を聞きて行いて謁す、道真喜んで海水に臨み自影を寫し、以て之と與ふ、世之を水盞神影ミヅカミカミシノミといふ、後久利の子筑州に行き道真の謫居を訪ふ、道真大に喜び一首の和歌を詠す、

思さや心つくしのはてにきて昔の人に今あはんどは

別れ歸るに臨みて、また自影を寫して之に與へ、又飛梅の核を與ふ、是を

以て久利の家には道真の影二幘ありしに、天慶九年久利此祠を建て其影を安置し、梅天神の祠といふ、後ち松平頼常一幘を中村に移し、莊嚴なる殿宇を建て、之を祀る、今世所の大天神是なり、

片山城址 鷺田村大字坂山小山と稱する所なり、鎮守府將軍藤原秀郷の裔彌六左衛門貞通なるもの、紀伊に居り、足利義材に従ふて阿州譽田城を攻め、長子俊春と共に戦死す、次子を帶刀俊武といひ、紀伊熊野に居る、時に畠山政長の黨土九城に據りて叛す、細河政元香西元定をして之を征せしむ、首藤帶刀か地理に熟せるを以て嚮導とす、帶刀先登して功あり、遂に香西氏に従ふて讃岐に來り、采色を坂田に得て、名を玄蕃と改む、其子首藤志摩俊秀は唐人彈正と共に高松城を助け、豊氏の大軍と戦ふて死す、飯田八幡神社 弦打村大字飯田にあり、築城三郎左衛門なる者始めて之を

祠るといふ、境内往時より藤花の名所にして、其房長く垂れ地に接し、今に至る迄て遊人甚た多し、

根香寺ネカウジ 下笠居村にあり、青峰山千手院と號し、本尊は千手觀世音菩薩なり、寺記によれば、往昔僧智證此山に登る、偶々一老翁あり謂つて曰く、吾は是れ此山の主市瀬明神なり、此山は觀音薩埵應化の地にして、西には白峰、南には赤峰、北には黒峰、中には黄峰あり、而して此地は則ち青峰なり、汝宜しく寺堂を營すべしと、又九禪を一枯樹の下に脩す、薩埵出現して曰く、吾此木を護ること久し、汝宜しく此木を以て大悲の像を刻し此山に安置すべしと、智證よりて悲像七軀を作り、當寺及吉水白峰の諸寺に置く、保元中 崇徳天皇數々此山に行幸ありて風景の勝を愛し給ひ、嘗て詔して曰はく、朕千秋の後必らず此山に葬らんと、長寛二年八月廿六日

崩す、從者則はち靈輿を奉し此山に到れば、乃はち僧從等之を拒く、故を以て己を得ずして靈輿を反す、時に輿中聲あり「何故以へる」と、因りて其所と何故嶺と稱す、遂に白峰に奉葬せり云々、現在の堂宇は本堂、不動堂、大師堂、鐘樓、二王門、方丈、庫裡等なり、
本郡の記事を終るに臨み、高山、大川、島嶼、物産を擧ぐれば、鷹山は安原上西村の阿波國境に聳る、海面よりの高さ三百九十五丈ありて國中第一の高山とす、然れども山麓より山頂に至る路程は二十丁に過ぎず、往時松平氏大守たるの際は、毎歲九月中鷹匠三名中間五名を派して鷹を捕獲せしめしといふ、香東川は一名郷東川と云ひ、源を三木郡奥山村の諸溪より發し、安原に至りて數多の溪流を合せて、本郡の中央を貫流し、埜打村大字郷東に至りて海に入る、其流過する里程九里一丁ありて、東讃第一の大河とす、

女木、男木の二島は北海に横はりて雄雄島村を爲し、直島村は牛ヶ首、喜半次、辻ヶ影、京上臈、局、寺、家、向、尾鷹、柏、荒神、葛の十二小島と井島の一部及び直島より成れり、物産は米、麥、大豆、煙草、藍葉、食鹽、砂糖、吳座、紙、麥稈紐、蠶油等にして漁業の利も亦た尠からざるなり、

高松市

高松市は香川郡の北端にありて、東西二十四町南北十七町、面積零方里一分七厘町數六十二あり、北は海に瀕し其海灣を玉浦藻と稱す、新築、港堤は遠く海中に蜿蜒し、黒烟白帆港内に滿つ、東方は海を隔て、屋山聳くか如く、北方は雌雄の二島海中に列屏し、西方は勝賀の古城山を望み、南方は笠打の翠巒を負ふ、街衢縦横に連り、香川縣廳、高松地方裁判所、同區裁判所、電燈會社、高松警察署、郵便電信局等は大字内町にあり、高松市役所は大字北方馬場町に、山田香川郡役所は大字三番町に、市立病院は大字八番町に、尋常師範學校は大字天神前町に、尋常中學校は大字番町にあり、國中の樞區なるを以て交通運輸の便備はらざるはなく、東方には阿波街道志度街道あり、南方には阿波脇町に通ずる佛生山街道あり、南西方には瀧宮

村を通して翠平街道あり、西方には西讃に貫通せる丸龜街道あり、又た讃岐鐵道は市の西端宇西濱に起り、丸龜街道に近接して丸龜、多度津の二町を經、翠平町に達せり、左に縣内要地及び帝都近府縣等に至る里程を掲ぐ、

東京府 二百七里

大阪府 七十八里

愛媛縣 四十三里

徳島縣 十七里

高知縣 三十九里

大内郡相生村大字坂元 十二里二十六丁

大内郡引田村 十一里二十丁

大内郡松原村 十里十二丁

大内郡白鳥村 十里八丁

大内郡三本松町 九里十六丁

寒川郡鶴羽村 六里二十九丁

寒川郡津田町 六里九丁

寒川郡志度町 四里三丁

寒川郡長尾村 四里十七丁

三木郡平井村大字平木 三里五丁

山田郡牟禮村 二里二十六丁

山田郡古高松村 二里一丁

香川郡一宮村 二里四丁

香川郡佛生山町 二里九丁

香川郡由佐村 三里十八丁

香川郡安原上東村 二里十五丁

阿野郡畑田村 四里

阿野郡瀧宮村 五里十五丁

阿野郡坂出町 五里十七丁

鷓足郡宇多津町 六里六丁

那珂郡丸龜町 七里八丁

那珂郡翠平町 九里十丁

多度郡多度津町 八里十九丁

多度郡善通寺村 九里三十一丁

三野郡上高瀬村 十里三十二丁

三野郡仁尾村 十二里二十六丁

三野郡詫間村 十一里十九丁

豊田郡觀音寺町 十四里二十三丁

豊田郡豊濱町 十六里十五丁

小豆郡土庄町 十二里

高松城墟 市の北端にありて、玉藻浦に臨めり、天正十八年八月、生駒近

規讚岐全土十八萬石の封を受け、來りて先づ引田城に入る、其東邊に偏するを以て宇多津城に移る、此城もまた西方に偏したるを以て、更らに香川郡笹原の郷八輪島を下し、黒田如水の設計に據りて、海濱を築立て、此城を築き、高松小三郎の城名を取りて高松城と號し、舊の山田郡高松を改めて古高松と稱せり、四世の孫高俊弱年にして内政治まらざるにより、寛永十七年出羽國に遷され、同十九年松平頼重東讚十二萬石に封せられ、此城に脩造 加へて之に入り、其子孫歴世の居城にして、角櫓今尙は存し、白聖の色海上遙かに之を望むを得べし、

石清尾八幡神社 市の西南香川郡宮脇村龜命山の半腹にあり、高松市に連接するを以て茲に記す、當社は 應神天皇を主神とし、 仲哀天皇、 神功皇后を配祀せる縣社にして、高松市の産土神なり、社傳に於ては、延喜

十八年の創立にして、貞治年間、細川頼之深く崇信を爲し、殿宇を修造し莊嚴を極む、降りて松平の治世に及び、又屢々修繕を施せりといふ、現今社地二千四百三十坪ありて、本社、拜殿、神樂殿、社務所、神庫、神馬舎、隨身門及び末社數あり、社背の龜命山頂に登れば、眺望頗る快濶にして、東は屋島山を望み、北は雌雄島に向ひ、海色藍の如く、白帆參差として、右方眼下には高松市街畫然相連なり、西南には弦打の翠巒天籟を送り、四顧の光景名狀すへからず、往昔大守松平豊頼八景を定め、和歌を詠し、其臣岡部拙齋をして詩を作り之に和せしむ、今其歌詩を左に採録す、

龜山晴嵐

龜山や峰に嵐のはけしくて雲も霞もいつち行らん

颯々風光嵐氣晴と、前峰後嶺一時清し、誰攀絶頂仰陽谷、效得長

生々曠日積々

屋山秋月

諸共に哀は空にしられけり屋島に残る秋の夜の月

落木簾々^{タタリ}屋島、秋、山光水色^{シヅカ}澄々^{シヅカ}吟眸^{シヅカ}、源平矛盾英雄靈^キ、月影空^{ツキ}隨^{ツキ}一
釣舟、

香西落雁

雲のより落來る雁の聲聞は浦邊の浪のよると鳴なり

天高^{ソラ}烟濤^{カミナリ}フシテ水冷々、雁字幾行過^ツ北冥^ツ、渠^チ亦^チ難^シ、官途^ツ惡^キ否^ナ、不^レ飛^ニ
禁苑^ツ落^ツ寒汀^ツ、

北海歸帆

蟹小舟出るも北の海原に楫取直し返るうらなみ

西泊東漂一釣船、烟簾雨笠幾多年、兒童喜^ヒ見^ル歸櫓影、先報^ツ阿嬢^ニ
問^ツ酒錢^ヲ、

西濱晚鐘

聲聞に色は有けり別て猶此夕暮の鐘のものうさ

寺在^ツ城西津樹間^ニ、龜山從^リ此可^シ躋^リ攀^ツ、鐘聲殷々歸來^ニ、晚^ニ、隱見^ス備頭
播尾ノ山、

男隴夕照

遠からず又近からずなかむれば入る日かやく男木の島山

隴名^ツ木^ノ海城^ノ前^ニ、自古漁郎烈^シ釣船^ニ、舉^テ罾籠^ニ魚來^リテ換^レ酒^ニ、阿童
迎^ヘテ立^ツ夕陽^ノ邊^ニ、

姥池夜雨

織姫や池の蓮の糸をへて今宵の雨にぬれてけるかな

誰^レ家阿^カ媛^カ未^レ知^ラ名^ナヲ、蹴^ニ鑿^シテ神池^ヲ擬^ス放生^ニ、魚在^リ泳遊可^シ云^ハ、夜來増^シテ雨聲清^シ、

高松暮雪

暮かけて降白雪の積るより牟禮高松もなへて見へつゝ

薄暮寒雲斷、又連^テ、飄々^カ花絮滿^ツ山川^ニ、明朝欲^ス出^ニ、城隍^ノ外^ニ、橋渡瓊瑤^カ、一色^ノ天^ノ、

興正寺別院 大字御坊町にあり、眞宗にして本尊は阿彌陀如來なり、此寺初め勝法寺と號せしが、天文年中、京都興正寺證秀、大字野方に移し、慶長年間、又た今の地に移せり、寛文二年、松平氏堂宇を修し今に至れり、寺域二千八百餘坪を有し、市内第一の大寺なり、

無量壽院 興正寺別院の東一町にあり、隨願寺と號し眞言宗にして高野山の出張所たり、本尊は僧空海作正觀音なり、寺寶には、光明皇后御筆法華經八卷、僧空海書般若心經、僧宥範書大日經妙印抄八十卷、等を重なるものとし、珍奇の書畫頗る夥し、寺記に曰く、行基菩薩はしめ此寺を坂田郷室山の麓に創建し、紫雲山隨願寺といふ、弘法大師のとき修造して、國中七談議所の一となし、莊嚴の大伽藍なり、白河法皇の特勅にて、興隆ありしゆゑに、大治四年崩御の後、住持覺道奏請して陵を築き、歳時に薦福の勤怠らさりける、今中村菅神の社西南の野中にあり、龜山天皇此寺を興復ありて、嘉元三年崩御の後、此陵をも築きて追福怠らさりける、今石清尾八幡社頭を陵跡といふ、同社龜山廟の額今猶存せり、宥範僧正當時住職のとき、安祥寺の法流を傳ふ、妙祥の末弟是^セ伴^ハ妙印抄一冊のみを持

去、八十卷の抄此寺に傳へたり、元徳二年に其功なりたりといふ、三年善通寺に移轉して、東北院を造營あり、觀應三年寂す、應安四年僧正の宣旨を賜へり、増伴僧正は大内郡虚空藏院と當寺の兼務なり、中略其後兵火にかへり八輪島へうつる今の城地これなり、天正年中西の方へ寺を移す、今の御船藏これなり、明暦二年中村にうつる、寛文七年又今の地にうつる云々、栗林公園 園は香川郡栗林村の地域内にありと雖とも、高松市街に連接せるを以て爰に之を記せんとす、此園たる元讃岐大守松平氏の別墅にして、西南は紫雲山を負ひ、東北は高松市に接し、面積四萬八千九百四十六坪餘を有す、假山泉林相雜はり、閑雅の風致關西第一と稱せらる、其沿革名勝等に至りては園内建つる所の碑記に詳かなるを以て、左に之を録す、近時園内檜御殿の遺趾に博物館を新築し、結構莊麗なり、

高松栗林公園碑記

山田勝次 撰

方今、大政一新、文明爲レ理ナ、開化是レ務ム、雖下或ハ事創ニリ于絶域萬里之外ニ、法出ニ于先聖一成之後ニ者ト、苟有レ益ニ於生民ニ而便ニレハ事爲ニ、則有レ取焉、於レ是乎、百官勤レ職、四民樂レ業、天下駸駸然トシテ日ニ嚮ニ昭運ニ矣、夫人有ニヲ斯勞スル、而有ニヲ斯ニ逸スル、有ニヲ斯ニ苦ム而有ニヲ斯ニ樂ム、有ニヲ以テ愛フル則又有ニ喜フ、有ニヲ以テ憂フル則又有ニ舒ル、一張一弛以テ爲ニ體俛之資ト、且可ニ以テ節ニ宣シテ氣豊ク而除却ス疾病ト、此西洋諸國所ニ以置ニ園囿遊觀之地ト也、
歟、我

朝府縣、近ニ者亦往往有ニ公園之設、公園者不ニ獨リ有ニ諸、官與レ民共ニ之謂、迺ハ所ニ使レ人時ニ游觀、節ニ勞逸ニ之處也、高松南郊阪田、郷栗林、庄ニ在リ焉、屢ニ山ヲ面シ野ニ、規模寬曠、頗稱ニ勝景佳區ト、舊爲ニ藩侯松平氏、別

梁、昔在寬永年間、藩祖英公嘗就先封生駒氏、臣佐藤道益者、居址之所、所ナリ、勅ヲ築テ、歷ニ節惠ニ公ナリ而大ニ備ハル、至リテ穆公ニ益加ニ脩治ヲ、聽クノ政之暇、時ニ從ニテ儒臣ヲ而游ヒ、殊ニ恣ニス林泉ノ賞ヲ、因テ選ニ其勝ヲ、各定ニ之レカ目ヲ或、題ス之カ詩ヲ、蓋シ有リト六十景ニ云、園舊有リ三門、一、向レ東ニ、一、水外繞リ萬竹ニ内圍ニ有リテ路可入、曰フ解口ト、是ヲ爲ス其ノ北門ト、由レ此而進、東南引レ水而瀦ム、右ヲ曰フ潺溪池ト、左ヲ曰フ芙蓉沼ト、潭泓可レ鑑ム者爲ス西湖ト、循テ湖ニ而南スレハ、有リ百花之園ト、有リ竹之岡ト、有リ曼玉之亭ト、今廢ス、其西ヲ曰フ鹿鳴原ト、其東ヲ曰フ睡龍潭ト、潭ノ東紆餘爲レ灣ヲ、水波渺然ト、小艇泛レリ焉、長橋架レリ焉、可キ以テ括ニ一園之勝樂ヲ者爲ス南湖ト、其ノ中ニ有リ楓嶼杜鵑嶼ト、皆因レテ所ニ植以テ得レ名ヲ、又有ニ天女島ト、搭尖上聳、各占ニ景象ヲ、湖水活流シテ常ニ盈ツ、故ニ旱乾有リ餘五邨ノ諸田皆賴ニ其利ニ、鯉鮒多ク殖ス、近コロ又移ニ魚苗數

萬ヲ殆ト致セリ於岫之盛ニ矣、傑構枕レ湖ニ波光激瀾トシテ、檻者ハ、爲ス掬月亭ト、今猶歸存ス、秀色突兀ト、與レ亭相對ス者ハ、爲ス飛來峰ト、過リテ其麓ニ而南スレハ、有リ瀆泉ト、瀆ニ出テ石間ニ、潔淨トシテ有レ聲、可ニ缸而涉ル、北過ニハ、松道ニ得一澗ト、曰フ玉湖ト、又北有リ高峰ノ獨立スル、曰フ芙蓉峰ト、有リ石如レ獸、曰フ飛猿巖ト、亂石峙列ス者、曰フ會仙巖ト、有レ亭可レ憩、曰フ考槃ト、曰フ棲霞ト、有レ堂可ニ會レ賓ヲ設クヲ識ク、旁ヲ多クニ櫻花ト、因リテ名ケテ曰フ留春之閣ト、亦皆廢ス、曰フ北湖ト、曰フ涵翠池ト、即ハチ南湖ノ下流別ニ成レ派ヲ者ナリ、池北有リ鳳尾塢ト、鐵蕉叢生シ蒼翠可レ愛ス、此レ園之大致也蓋此莊、侯家相傳且二百年矣、後及ニシテ罷藩ヲ置レニ縣ヲ、鞠シテ爲ニ茂草ト者又數ニ年ナリ于茲ニ矣、今也 官脩レテ廢ヲ而新レシ之ヲ、舉テ以テ爲ス公園ト於レ是亭閣檐廊ヲ柱蠹ニ因レテ之ニ傾墜ス者、率テ行ニ毀撤ヲ、林木幹朽チ枝粘レ殆ト將ニ顛外ニセント者、或ハ加ニ斬伐ヲ、景趣豁然トシテ略ハ復ス

舊觀二矣、今茲明治八年三月、修繕族功、達官貴族、下至士庶、咸聽春秋佳日入園、徜徉而縱游焉、夫然後、勞者以逸、苦者以樂、憂者以喜、鬱者以舒、而更令游者、自忘公與私、嗚呼何其王道之蕩蕩乎、願游樂世亦非治道之大者耶、而與民不同樂、則百姓為之離散、臺池園囿何與、平治之事乎、而與民偕樂、則周文之治弗過也、余深感政理之有由、而廢興之有時、且慶斯園之永與天地不墜、因謹為之記、

時、且慶斯園之永與天地不墜、因謹為之記、

咏要林公園

稻 毛 賢 貴

出、郭人心靜、塵囂隔市門、道伴臨野水、窈窕到公園、啼鳥移花影、遙山入鴈痕、對此風物好、把酒答君恩、

一路野煙消、池塘草色饒、晴郊人意健、暖樹鳥聲嬌、春水受歌舫、垂

楊拂畫橋、樓頭誰買醉、招客酒帘飄、

景象如裹括、蹊通萬竹間、縱橫分綠水、咫尺接青山、鳥占邱隅、好、魚親濠濮、間、玉蟾光可掬、亭榭俯湖灣、

當市產物の重なるものは、漆器、鱗枝、保多織、紙、麥稗紐等なり、

多度郡

多度郡は那珂、三野兩郡の間に介まり、國中の最小郡にして、北方は筆の海に臨み、面積三方里四分あり、多度津町及び白方、四箇、吉原、筆岡、善通寺、麻野、吉田、豊原の八ヶ村より成れり、地勢は山林平地相半し、沿海の一帶は沃饒なり、郡の極東吉田村大字稻木より極西吉原村大字磯殿ヒロノに至る一里十八丁にして、極南麻野村大字大麻より極北豊原村大字堀江に至る二里二十五丁あり、大道は三條ありて、一は東方丸龜市に通し、二は南方琴平町に通し、三は海岸を西行して三野郡吉津村を経て、豊田郡観音寺町に達せり、郡名は多度津港あるより出づ、多度津港は諸國船舶の往來する要津にして、旅人の多く渡りきたるとの意に取りしなり、

多度津町 郡の北端にありて、東西七町南北六町戸數千二百餘と有し、海岸圓形の波止は則ち多度津港とす、港内狹隘水も亦深からざるを以て、巨艦を泊するに足らずと雖ども、和船及び小蒸氣船は之を容るゝに餘ありて、帆檣常に林立せり、其船體の大なるものに至りては、港外に於て荷物船客の昇降を爲し、交通の便なると南海道中唯一と稱せらる、町内には警察署、區裁判所出張所、郵便電信局等ありて、旅舎の夥しきと琴平町に次けり、讚岐鐵道株式會社は町の北邊にありて、此地を起點とし、東方高松市に通し、南方琴平町に達せり、當町は舊と京極氏支姓の治府なりしのみならず、金毘羅參詣の要路に當りしを以て、街衢の狹少なるに比して商事頗る發達せり、

多度津城址 多度津町背後の小丘なり、貞治二年香川兵部少輔景房始めて

之を城き其裔相續きて天正年間に至る迄、二百有餘年の間た之に居り、降りて文政年間に至り、丸龜藩主京極高或の弟高澄、封を多度郡に受け一萬石を領し、此城を再造し、天保元年之に移りしか、廢藩に及ひて之を毀つ、海岸寺シラカマ白方村大字西白方にあり、經納山迦毘羅衛院と號す、本堂は松林の間にありて、南は山を廻らし、北は海に瀕し、白砂遠く連なり、風光の爽勝近郡第一とす、奥院は二丁許を隔て小丘の麓にあり、此地僧空海誕生之地なりといふ、其信偽に就きては異説甚た多く、文化年間善通寺と誕生地を争ひ、善通寺殆んど敗訴に及ばんとせしも、官助多くして遂に終局の勝は善通寺に歸したりといふ、左に縁起を掲ぐ、

讚州多度郡白方原風浦迦毘羅衛院海岸寺縁起

夫レ有リ非常之人、然レ後チ有リ非常之事、有リ非常之事、然レ後チ立ッ非常之

功、人ヤ也不レ為ニ常、無ソト焉、事ヤ也不レ為ニ常ニ有リト焉、我カ日域粹然、尙シ矣、自ニ異邦之教、遠ク扇ニ而降、西唱東和、世々偉人不レ乏、邦々靈區寔ニ多シ、載籍之所、傳ソル、耳目之所、接ル也、我大師遍照金剛、高ク駕シ願ニ降リ、生誕建ニ玄徳ヲ、其少キヤ也、高山絶岫孤岸幽原、遠ク尋テ獨リ向ヒ、淹留修歴シ、嚴冬被テ藤衣ニ、顯ニ精進ノ道ヲ、炎夏斷ニ穀漿ヲ、願フ大道之奥ニ、懸篤達シ天ニ、勅命早ク蒙リ、跨リ鯨波之嶮危ニ、接キ迹ヲ於絶域ニ、尋テ明師ニ而學ヒ秘教ヲ、歸リテ本朝ニ而立ニ宗旨ヲ、國界嚮レ風ニ、動植化レ徳ニ、是レ非常之人ニシテ、而立ニ非常之功者乎、當寺故老、口碑ニ云フ、此ノ所正ニ是レ稱ニ洋風浦ト、大師出化之地也、大師生産ノ後多シ怪異ニ、村人等不知テ其ノ所以、大ニ忌ミテ為ニ不祥ト依レテ之ニ父母懷ニシ赤子ヲ、遷シ居テ於仙遊原ニ、其遺跡照カナリ、此ノ地有リ大師ノ産水井並ニ産鹽等種々ノ靈驗ニ、然シテ尙ホ世渝リ人移リ、至ニ彷彿ニ者可シ痛絶ス矣、爲ニ此境ニ也、前ハ則廣野掩幌、鹽場綺布、

高峰遠重、烟霞常起、右、則嶺天勝峻極、送翠、西、則蒼嶺相翼、古大松蔚、清幽渙塵心、東、則川流不、舍晝夜、而通海、北、則深浸、水天相連、寔云、蒼山、海之神秀者、於是乎可見焉、大師並、祭靈驗、立伽藍、初、託母胎時、見天竺、僧來、故、以迦毘羅衛、名、院、迦毘羅衛者、中天竺之國名、或、云、迦毘羅衛國、即釋尊、降誕之國、也、寺傍、海、故、號、海岸寺、大師四十二歲、禮、刻、自像、安于此、而謀、胎、厥、尤、大師之遺塵、故、以、大師之像、為、尊、當、初、玉臺寶鏡、星辰、辟、田、金碧、彫、彩、究、梵、風、有、寺、院、四十餘宇、門牆相接、雲煙、遠、連、禪、講、之、精、衆、為、林、夫、物、之、隆、弊、有、數、理、不、常、存、事、更、易、移、此、等、此、靈、而、歷、數、百、年、之、年、處、興、廢、無、寄、以、所、知、近、天、正、年、中、土、佐、虐、亂、燬、撤、堂、宇、法、具、悉、亡、失、香、燭、既、絕、夜、月、空、冷、禮、誦、人、少、苔、塵、露、繁、村、人、等、聞、首、無、述、不、能

無憾慨、漸、縛、弗、奉、安、大師之尊像、雖、遇、此、廢、絕、而、希、夷、未、亡、額、境、內、以、西、十、町、許、南、北、三、四、町、許、不、為、世、人、被、侵、掠、大、古、松、不、知、其、幾、許、來、見、人、無、不、感、其、遺、美、焉、東、六、町、許、去、有、入、幡、祠、是、云、大師之氏神、別、當、云、佛、母、院、即、大師、母、堂、閑、居、之、家、地、也、寺、內、有、東、之、宮、中、之、宮、西、之、宮、三、神、祠、西、有、香、浦、佛、谷、逢、谷、經、尾、船、石、等、數、所、不、可、悉、記、焉、又、有、云、寺、尾、古、昔、地、也、其、他、云、有、民、家、千、餘、今、唯、舊、墟、也、

元神壬申六月十五日

紀之山人雲石堂叢本誌

當寺寶物中重なるものを擧ぐれば左の如し、

一 産鹽石

一 空海像

詫間法眼筆

- 一 佐伯田公像 土佐光貞筆
- 一 同妻玉寄像 土佐光起筆
- 一 阿刀大足像 土佐光貞筆
- 一 四天王像 兆殿司筆
- 一 不動像 僧智證筆
- 一 試金石硯 空海遺物
- 一 自然石不動像 同
- 一 富士石 同
- 一 光明真言石 同
- 一 鐵鉢 同
- 一 銅經筒 同

- 一 青色短冊石 同
- 一 牛石 同
- 一 銅印 同
- 一 石印 同
- 一 神代文字入甕 同

天霧城址 白方村の南方に巍然として聳ゆる天霧山上にあり、往昔西讃の豪族香川信景、此山に要城を築きしより二百餘年間名城と呼びし處なり、南海治亂記に據れば、香川氏の先は鎌倉權五郎景政より出で、細川頼之の管領となるや、西讃を香川氏に與ふ、則ち天霧山に要城を設け、多度津を本城とす、天霧は險阻の高山にして、大手の路は馬も上れば宏莊の山城なり、城内廣く大兵を容るゝに足り、用水十分にて旱魃の時といへども乏さ

を告げず、天正三年香川元景織田信長に服従して幕下に候せんと告ぐ、信長使者を引見し、衷情を聞きて大に喜び、信の一字を與へて香川信景と稱せしむ、同七年信景長曾我部元親と和し、元親の次男五郎次郎を迎へて養嗣子となし、女を以て之に妻はせ、本城を讓渡す、此時多度三野豊田那珂の四郡を領したり、同十三年豊太閤四國を征するに及びて、信景支ふると能はず天霧城を捨て、土佐に去る云々、

曼茶羅寺 マンテラ 吉原村大字吉原にあり、眞言宗にして我拜師山延命院と號す、本尊は僧空海作大日如來にして、四國遍禮七十二番の札所なり、寺記に曰く、當寺は弘法大師善通寺建立の後大同二年又此寺を作るに當り、金胎兩部の曹茶羅を地中に埋め、自ら七佛藥師の尊像を作りて、金堂に安置し給へり、彫楹玉臺日景を引き、談義龍象林となせり、されば元泉仁海成尊等

の名徳寓居し給ひ、秘教稱揚の道場、名望高遠の勝區なり、中世屢々兵亂にあひ、寶篋粉牆魑魅の棲となる、生駒氏の臣三野某之を慨し、三間の堂宇を建て、田畠を寄附し以て絶緒を繼げり、此地たる金城北に峙り、沃野綺の如くに布き、五岳南に聳へ碧巖鉾の如くに連り、四回幽邃眞に塵事を忘る云々、現今堂宇は本堂、護摩堂、大師堂、鎮守堂、愛染堂、籠り堂、鐘樓、二王門、客致、庫裡等なり、鐘樓の前に櫻樹を植へ標石を立て、左の如き西行の歌を勸す、

四國の方へ供しまかりける同行の都へかへりけるに
歸りゆく人のこゝろを思ふにもはなれかたきは都なりけり

かの同行の人かた見とて櫻に笠をかけ置けるを見て
笠はあゝ其身はいかに成ぬらんあはればかなさあめかした哉

水莖ミツヅキの岡ノカ 曼荼羅寺を西に去ると五六丁にして、松岡某の別墅あり、其庭園は則ち西行法師か四國行脚の際、一時草庵を結ひて假寓せし水莖の岡の舊跡なり、西行か此地にて詠せし和歌および古歌二首と西行の傳を左に掲ぐ、

山里に浮世いとはん友もかな悔しく過し昔語らん

西行

山里を人來る世とは思はねと問るゝこそを疎くなりゆく

同

山里の秋の末にと思しか苦かりける木枯の風

同

數ならぬ身をも心の持かたに浮れ出又歸り來にけり

同

ひかた吹おとそさひしき水莖の岡の湊の秋のしは風

公朝

水莖の岡の湊の藻汐草かくともつさし深き思ひを

頼阿

水莖の岡の湊の波よりも筆の海てふ名にや立ら舞

爲家

著者曰く、此地今は海を去るゝ遠しといへども、往昔にありては此邊にても海灣の入りこみをりしなるべし、又た昔より多度郡一帯の海灣を筆の海と呼びしとは、今なほ多度津近海を筆の海と稱するにても明かなり、世の推移と共に地形の變遷も亦た甚しといふべし、

本朝通紀中の一節（原漢文）

憲清は武衛校尉康清か子藤原秀郷九世の孫なり、弓馬の藝に達し、又書典を讀て螢雪の勤めあり、且つ管絃を習ひ和歌を巧にす、曾て奥州の郷里を出て京師に到り、鳥羽法皇に奉仕す、法皇憲清を以て左兵衛尉に任し、北面の衛士と爲す、毎に制に應じて和歌を獻す、恩遇日に溷し、然れども憲清素より避世の心ありて恩寵を屑しとせず、一日憲清從弟佐藤憲康と手を携へて公より退く、憲康憲清に語りて曰く、余先祖秀郷叛夷を征し、朝

廷の藩護たりしを以て、其餘慶延いて我儕に至れり、而して 朝恩稍く厚し、然れども人間の榮耀は久しく恃むへからず、彼の山林の下登に係慕する所無からんやと、憲清感泣して相別る、明晨憲清 鳥羽院に候せんとし、往て憲康か門を叩く、門外人聚まり戸内群かり悲しむ、憲清之を問ふ、家奴か曰く、昨夜主人俄に没す、其母七十歳其妻十九歳なりと、憲清大に驚きて彌よ哀念を催し、將に遁世せんとす、而して自ら謂らく恩君を拜せすして世を遁るゝは、我に於て慚しとせざるなりと、直ちに鳥羽殿に到り、先づ御遊の席に陪して後ち、出世間の望を奏請す、上皇肯ひ容し給はず、憲清止むことを得ず家に歸りて冠刀を脱し、終に出家す、名を圓位と改む、其後改めて西行の名く、親近の家人も亦た出家して相従ひ、西住と號す、西行情富貴に淫せず、貴家に阿らず、縦まゝに天下に周遊し、名山景境歴

見せさるの地なし、皆以て和歌を詠し自ら樂み、風花雪月皆以て自ら詠し興を遣る、西行常に謂ふ、和歌は禪定の修行なり、我和歌に由て佛法を得たりと、西行まさに關東に赴かんとす、芒鞋竹杖遠江國天龍灘に到りて、身を武夫の舟に寄す、舟中人多して將に蕩翻せんとす、呼んで曰く、僧等舟より下るへしと、西行か曰く、舟の便を借るは旅僧の常なり退かすと、一人怒りて箠を以て西行を扣き、頭血を出す、西行少しも恨み憤るとなく、優然として舟を下りて去る、西住之を見て泣く、西行か曰く、余塵を出しより固より斯の如き事を知る、不虞の禍なほ此より大なること有るも何を争はんや、汝宜しく郷に歸るへしと、西住止むことを得ずして東西に相別る、是より西行獨歩して益々行脚を縦まゝにす、

出釋迦寺 シユウツヤノジヤ 吉原村大字吉原にありて、昔時は曼荼羅寺行道所と稱し、宏莊

の伽藍なりしといふ、本尊は釋迦如來にして僧空海の作なり、寺僧に曰く、弘法大師六歳の時、夜なく八葉の蓮華に座し、佛菩薩と物語りするを夢む、これよりして剃髮出家の念頻りに起り、翌年窈かに館を出て、此寺の上なる山巔に登りて、十方を禮拜し、三寶に祈誓して曰く、我今生の間に佛道を修し、衆生を善業に化導せんとす、然れども身僻邑に居り、望を達せんと容易にあらず、若し願望を遂くるとを得へくんば、眼前に釋迦牟尼世尊顯出し以て之を證せよとて、誠心懇禱七日に及ふといへども其効を見ず、茲に於て斷岩の上より身を深谷に投す、釋迦忽ち出現して、之を空中に抱持し岩上に還へす、大師感喜如來を拜す、是より此峰を我拜師山と號し、又た出釋迦嶽或は捨身岳といふ（大師後ち寺を山上に建て出釋迦寺と名く、數百年を経て廢頽し、中世に及び宗善入道なるもの今の地に再建せ

り云々、歌聖西行か往古の山寺に登りし折の詞藻を、左に摘記す、

まんだら寺の行道所へとるは、よの大事にて、手を立たるやうなり、大師の御經かきて、うつませおはしましたる山の嶺なり、はうのそとは一丈ばかりなる檀つきて建られたり、夫へ日毎に登らせおはしまして、行道しおはしけると申傳へたり、めくり行道すへきやうに、檀も二重につき廻されたり、登る程の危ふさ、殊に大事なり、かまへてはひまはりつきて、

めくり逢ん事の契を頼もしき嚴しき山の誓見るとも

朝比奈墓 アサヒナカバネ 筆岡村大字弘田にあり、傳へいふ建保元年和田義盛叛と謀りて兵を起すや、第三子朝日名三郎義秀、千鈎の鍔棒を以て鎌倉方の兵數十人を撲ち殺し、鎌倉の城門に迫り、鍔棒を振ふて木戸を撃倒し、守兵六百餘

人を斃す、義盛死し義秀從兵五百餘人を率ひて船に乘し、韓土に渡らんとし、暴風の爲め果さずして、此地に留まり竟に死す、往昔此墓池中にありしに、馬上にて隄上を過くる者、皆落ちて傷く、故を以て墓を山邊に移す、是より其患なしと、

雲氣神社 クモケ 筆岡村大字弘田にあり、延喜神名式内讃岐國二十四坐の一にして、祭神は天御中主尊とす、此社中古廢絶して、其社地の跡も不明なりしか、寶曆四年京極高矩舊地を尋ねて再建せりといふ、故を以て社傳等の據るべきものなきのみにあらず、數多の舊史各々其説を異にし、金毘羅大權現を此神となすもあり、左に諸説の要を掲げ博覽家の考證を俟つ

西讃府志 雲氣神社（祭神天御中主尊）は古へ大社なりしか、天正年間天霧落城の時、兵火にかゝり殿宇悉く焼亡し、雲氣といふ地名のみ残りしを、寶曆四年先公（京極高矩）再興し玉ふ云々、

式社考 雲氣神社（祭神天御中主尊）は弘田村にあり、長曾我部の兵火に

焼失して久しく絶ゆ、社跡破壊して詳ならず、改めて舊地を尋ねて、寶曆五年亥の年國主京極高矩公鳥居并に雲氣神社といふ額を建つ云々、

生駒紀 金毘羅權現は讃州二十四社の内、多度郡雲氣神社（祭神大己貴尊）と有る此社なるへし云々、

香川家紀 金毘羅大權現と申し奉るは、出雲と異名同神にて、地神五代葦不合尊フキアハセノミコト八十三万五千七百七年の御時に當りて、西域に於て釋尊佛法を弘め給ふに、外道障礙をなしけるにより、此金毘羅神に祈念し給ひければ、彼國の象頭山に此神顯れ、佛法を擁護し給ひけるに、釋尊涅槃に入給ひてのち、此神御歸朝ましましける、さて山の形象の頭に似

て高く聳へ、八雲立ぬる瑞籬なればとて、雲氣神社と祝ひ奉る、然れども西域にて神驗著たなりければ、世の人金毘羅と唱へ傳へたり云々」

全譜史 雲氣神社は弘田村にあり、クワサガミカササミ 闇籠高籠を以て主となす、能く雲氣を出し雨を降らす、故に雲氣の神といふ、此祠中古廢して小社となる、

天明年間丸龜侯之を歎して再建す云々、

大ホサリ 大麻神社 麻野村大字大麻にありて二十四社の一なり、祭神は天太玉命とす、相殿に彦火瓊々杵尊を始め三十一神を合祀せり、神傳にいふ、神櫛別命本國に下り給ひし時、此神社を崇め奉り、忍山彦根をして祭を主らしむ、白鳳十一年かの忍山彦根の裔穗積宿禰鵜麻呂といふ人、彦火瓊々杵尊およひ供奉の三十一神を配せ祀り、各其神像を作りて安置し奉る云々、現今殿宇は本社、神門の二にして、神門には鵜麻呂か白鳳年中に作りし、櫛櫛門

戸、豊磐門戸二神の木像あり、其形普通の隨身或は、門守と稱する像と頗る異なりて、戴冠束帯して立ち、千古の奇刻なり、

善通寺村 善通寺あるか爲め古來稍繁榮の一部落なりしか、維新以降宗教熱の冷却するに隨ひ、漸次寂寥に傾きしに、近時軍備擴張の結果、第十一師團を此地に設置せらるゝに至り、俄然人馬雜沓の境と變し、兵舎村南に羅列し、砲音令聲人耳を聳し、一新天地を顯出せり、街衢改正の設計既に成り、人烟日を追ふて増加し、一大市區を成す遠きにあらざるへし、讚岐鐵道は村の東端に停車場を設け、南琴平町に達し、北多度津町に通し、昇降の客頗る多し、

善通寺 善通寺村にありて、五岳山誕生院と號し、四國遍禮七十五番の札所なり、本尊は僧空海作薬師瑠璃光如來とす、境内頗る廣濶にして堂宇等

甚た多く、赤門、常塔堂、五重大塔、金堂、納經所、鐘樓、銅塔、羅漢堂、經堂、二王門、繪馬堂、大師本堂、親鸞堂、茶堂、護摩堂、本坊、其他攝社數字を重なるものとす、實に讚州第一の巨刹なり、此地は往昔空海が生長せし所にし、其父佐伯善通か邸園の跡なり、空海入唐歸朝の後ち、父善通母玉寄および祖先の追善をなし、且つ布教するが爲め、寺宇を創造し、父名を取りて善通寺と號し、已か生長の地なるにより誕生院と稱し、背後に五峰の聳ゆるによりて五岳山と號したり、如此因縁あるを以て、佛教を信するの徒は、古來當寺を無二の靈區となせり、緣起其他種々奇異の説に至りては之を記する煩に堪へず、故に唯た空海の傳を左に摘録す、

弘法大師傳

中山城山

大師諱空海、讚州屏風ヶ浦人、父曰佐伯田公、母阿刀氏、夢梵僧入

懷而有身、大師在胎十二月、以寶龜五年六月十五日生、是日不空三藏在唐化、是以世人以大師爲不空之後身也、歲甫十三、才敏兼人、從舅父阿刀氏、讀書學文、十五頗見頭角、十八入大學、一日見沙門勸操、受求聞持咒、修之甚勤、二十從操薙髮、延曆十四年、入東大寺受戒、同二十三年、入唐、從青龍寺惠果學秘密教、研志一年、極其奧、無何其師化、乃制碑文、彼土人莫不感伏、云、大同元年、歸朝、修法效驗、諸宗碩德、無能及者矣、隱岐帝大信之、弘仁元年、禁內造眞言院、歲時脩法無怠、矣、七年、歲四十三、開紀伊南山金剛山寺、十四年、勅賜東寺、天長元年、任少僧都、四年、任大僧都、承和二年三月二十一日、化於南山、年六十三、延喜二十一年、勅諭曰弘法大師、大師博學才藻、當時文士、無敢抗者、

在_ニ於書法_ニ、亦_レ得_ニ其妙_ナ、與_ニ張芝懷素_一齊_レ名_ヲ、見_レ稱_ニ草聖_ト、於_ニ諸宗_一、
 祖師_ニ、可_レ謂_ニ古今_一獨步_ト也、
 本郡の記事を終るに臨み、例によりて産物の重なるものを擧ぐれば、米、
 麥、砂糖等なり、

那珂郡

那珂郡は東方鶴足郡に連り、西方多度、三野の二郡に接す、南方は山嶺を
 以て阿波國三好郡と界し、北方は海に臨みて琴平町および六郷、南、郡家、
 龍川、垂水、高篠、象響、與北、榎井、神野、吉野、四條、十郷、七笛の十四ヶ村並
 に鹽飽群島なる與島、本島、廣島、佐柳島、高見島の五ヶ村より成る、
 地勢は狹長にして、郡の極東、四條村より極西、十郷村大字佐文に至る一
 里二十五丁、又た極南、七箇村大字鹽入より極北、六郷村大字鹽屋に至る
 六里あり、

大道は二條ありて、一を伊豫街道とし丸龜市に起り本郡に入り六郷村大字
 津森、下金倉等を経て多度郡に通ず、二を琴平街道とし鶴足郡より來り高
 篠榎井の二村を経て琴平町に達せり、

郡名起原は、東方に鷯足郡あり西方に多度郡ありて、其中間に狹まれるより、ナカ那珂と稱するに至りしものなり、

山の北八幡神社 南村大字山の北にありて、九龜市と南に距ると約二十丁なり、九龜一市および南村の氏神とす、祭神は 應神天皇、神功皇后にして、始め鷯足郡龜山の北にありしに、慶長七年此地に遷座す、境内坪敷八百六十餘坪本社、拜殿、神樂殿、神庫、神門等あり、例年大祭は陰曆八月十五日にして、神輿九龜市街を一周し頗る雜沓を極め、岩清尾八幡に次ける大祭なり、

金倉寺 龍川村大字金藏寺にあり、鷯足山寶幢院と號す、天台宗にして本尊は僧智證作藥師如來の座像なり、寺記に曰く、當寺は人皇四十九代 光仁天皇寶龜五年の草創にして、和氣道善の建立なるか故にもと道善寺と號

す、然るに 醍醐天皇延長六年勅ありて金藏寺と改たむ、金藏の郷にあるか故なり、其境北は海に近く三方は山に面し、誠に迦葉尊者の入定し給ふ天竺の鷯足山の大河に相似たればとて、鷯足山と稱す、原來智證大師誕生カウの靈場なるか故に、往昔盛なる時は境内南北數十町東西十餘町ありて、國中第一の伽藍なり、智證大師唐土にて見たまふ所の繪圖を示して、飛彈ヒロの匠カウ其工妙をつくしたる佛殿僧房なれば、世に金倉寺の唐門堂といひしなり、然るに建武天文の兵亂に焼失して、忽ちに其跡をうしなひ、只草堂に古佛眞影を納め置のみなりけるを、享保年間國守松平頼重伽藍を再建す云々、現今境内二千三百八十二坪金堂、訶利帝母堂カク、大師堂、龍王堂、二王門、鐘樓等ありて、四國靈場七十六番札所とす、

智證の傳に曰く、大師名は圓珍那珂郡龍川村大字木徳の人なり、姓は和氣

氏、父は宅成母は佐伯氏とす、則ち弘法大師の甥にあたり、弘仁六年に生る、兩眼重腫あり頂骨隆起して益を覆せしか如し、稟性警敏にして幼といへども老成の量あり、八歳の時父に啓して曰く、内典の内に因果經といふもの有へし願はくは誦習せしめたまへと、父驚き異み即ち尋ね得て是を與ふ、十歳の時毛詩論語漢書文選を讀み、十四歳にして家を離れ、十五歳にして延曆寺の座主義眞を師として事ふ、十九歳の時菩薩戒を受け、仁明天皇寵遇盛なり、二十三歳にて南都の明證と大義を決擇す、此より其名朝野に播る、次て奏請し入唐す、仁壽三年八月十五日福州に着す、時に唐の宣宗帝大中七年なり、開元寺に寓し印度の那蘭陀寺の僧般若ハニニヤガに逢て、梵字ガンソラツラレンソウ悉曇章を學ぶ兼て金剛界胎藏界コンゴクワイイザンカイの印法等インホウを授り、天台山上る、此に石窟セシクありて、其洞中に石の鼓あり、古智者大師説法の時、これを槌て衆

を集めたりしか、滅後是をうてども聲なし、圓珍試みに小石をもつて是を打つに、聲山谷に震ふ、諸僧驚き嘆せざるはなし、又長安に入りて青龍寺の法全に謁し、瑜伽の密旨および灌頂を受けて蘊奥を極め、天安二年商船に乗して歸朝し、肥前松浦に着す、留學すると凡七年、得る所の經書千餘卷を獻す、貞觀十年三井の圓城寺を以て傳法灌頂道場の爲に圓珍に賜ふ、又延曆寺の座主となる、寛平二年僧都に任し、同四月二十九日逝す、時に年七十八、延長五年智證大師の謚號を賜ふ云々、

櫛梨神社 象響村大字下櫛梨にありて、土俗稱して皇宮オホミヤ大明神或は櫛無大明神といふ、延喜神名式内讃岐國二十四座の一にして、祭神は神櫛別命なり、舊記の考證すべきものなしといへども、往昔は莊宏なる社殿ありしと傳へらる、今は一の村社たるに過ぎず、

満濃池 神野村にありて國中第一の大池なり、日本後記に曰く弘仁十二年四月讃岐國言す、去年より始めて萬農池を隄す、事大にして民少く、成功いまだ期せず、僧空海は此土の人なり、山中に坐禪すれば、獸馴れ鳥狎る、海外道を求めるもの虚にして往き實にして歸る、茲に因て道俗風を歎み、民庶影を望む、居れば則ち生徒市を成し、出れば則ち追従雲の如し、今舊土を離れて常に京師に住す、百姓の戀慕すると實に父母の如し、若し師の來るを聞かば、必ず倒履相迎へん、伏て請ふ別當に宛て其事を濟すしめんと、之を許すと、如此空海歸り來りて、工事を督し之を竣功せしか、其後建武年間に降りて、南北兩朝騷擾の爲め、治水の事全く度外に拋棄せられしより、漸次に破潰陵夷して貯水の用を爲さざるに至りしか、寛永四年に及びて、生駒高俊其臣西島之尤に命じて改築を爲さしめ、翌五年竣功せり、現

今池積東西七町半南北十五町周回二里三町ありて、那珂多度二郡の田園は實に此池水によりて灌漑せらるゝもの多きに居れり、毎歲夏季に於て分水を爲す、是を満濃の開拔と唱へ、遠近來り觀るもの萬を以て算ふ、其壯觀喩ふるに物なし、

満濃池

中山城山

天開ニテ萬農ニ賜フ民戸、地裂千山出テ廣漠、能朝ニ百谷ニ疊ニ千頃、又瀾千村及萬烟、河伯望洋知有レ大、騷人取レ興恨レ無レ船、如今乘レテ暇遊ニ此地、頓ニ教ニ心ヲ在ニ五湖ノ邊ニ、

神野神社 満濃池の隄畔にありて、土人呼ひて池の宮といふ、延喜神名式内讃岐國二十四座の一なり、祭神は罔象女命なり、社傳に云ふ、昔時満濃池の處に天の眞井とて清水湧き出る所ありて、其邊に美豆波乃賣命を祀り

て、神野神社と稱せしか、満濃池の成るに當りて池の渚に移し奉りて、池の守護神と崇め奉る云々、

琴平町 象頭山の麓にあり、往昔は戸數僅かに數百に過ぎざる一寒村なりしか、慶長以來金毘羅大權現の威靈を崇拜するもの、陸續として増加せしより、戸口從ふて繁殖し、現時にありては戸數一千五百に近く人口七千餘に及び、一の坂、札の前、愛宕、高敷、谷川、西山、金山寺、内町、新町、富士見、阿波、金澤、六軒、旭町、神明等の十五ヶ町を爲すに至れり、町内に警察署、郵便電信局、區裁判所出張所、葉煙草專賣所等ありて旅舎に於ては關西稀有の好屋多し、其最たるものは虎屋、備前屋とす、讃岐鐵道は町の北端にありて、多度津町と每四十分間に來復し、交通甚た便なり、

金刀比羅宮 象頭山の中腹にありて、祭神は大物主命とす、往時は象頭山

金毘羅大權現と稱し、金光院の僧別當たりしに、明治元年六月改めて神祭とし、金毘羅大權現を更に事比羅神社と改稱し明治四年六月國幣小社に列せられ、同十八年五月國幣中社に進めらる、同二十二年七月事比羅の文字を改めて金刀比羅となせり、例年大祭は十月九日十日十一日の三日間なり、境内攝社及び古塚名所寶物建物の重なるものを擧ぐれば左の如し、

一 崇敬講社本部

琴平町内町より石階を登り、鐵の華表を經り、尙ほ石階を登りたる所にあり、

一 太鼓樓

講社本部の左方にありて、報時の鼓樓なり、

一 清少納言古墳

鼓樓の傍にありて、黒柵を廻らし櫻樹數株を植へ、墳上一石を置けり、其傍に碑あり、其文左の如し、

清少納言塚碑

友安三冬撰

一條帝皇能大后上東門院丹奉仕例理之少納言廼君者清原元輔之女奈理利、故宮中仁爲天清少納言等序言鷄流此君伊吳竹之世乃人人廼、八重雲隱利鳴神之音母動響爾聞知留事之如久、村肝心風雅仁正久直久清久賢久、副爲且歌讀事波其世仁類布人希丹、書波唐土之母皇國之母、落隈無久洩隈無久白銅鏡眞清久見爲明米天、其道乎職止爲成男子山理毛、異仁物識理之手弱女仁古曾、於是玉藻吉國成象頭山止云山仁、千引岩鎖理坐大御神乎拜祭金光院等云寺之時守之鼓打鳴樓之側仁、此君廼與柳處也、鷄理止石上古代欲利樛木廼言次來而在塚有祁理、此義名乎清少納言塚止奈母

一 神籬大門 鶴丹奈母

言奈流、御代之號乎寶永等言鶴間、此高支屋乎將作登爲氣流仁、立民等我心母無久此塚能疊留岩乎蹴波夫羅志志乎、其夜當利近久家居祁類人乃夢丹、佳人來天、宇都都奈幾阿登廼志瑠肆多例仁智波斗波禮自那連杼安理天之母我難、等云歌乎言且、其塚乎然爲鶴事之頃寸慨寸情矣告止見津止序、此人之裔孫今波他處爾開花能移比去天住例杼、其人家袁猶告茶屋止波言那利、綾異寸鳴綾奇寸鳴、故如此異寸奇寸事波更仁母不言、右毛在左毛在上於所謂空數不凡在君之與柳止泉耶之劫藻廼假丹毛言婆、阿夫佐夫可也母不治在可也母止、此寺篋主僧宥默大僧都、此度燒太刀能利心梓之弓腹振起且、此塚之由緣矣本未淺芽原委曲仁書誌且、如此碑乎立

慶安二年改修せし所にして、琴平山の三字の扁額は有栖川熾仁親王の御筆なり、

一 櫻の馬場

石造の玉垣左右を限り、燈籠數百相並ひて、其間に櫻樹數百株あり、花候に至れば一朶白雲の觀を爲し、參宮する者多くは此涼を擇ふ、

一 神馬舎

神馬三頭を飼ふ、社費を以て購ふものあり、或は奉獻に係るもあり、例年大祭の時神輿の先驅に供す、

一 社務所

昔時の別當金光院の館なりしを社務所に改めしものにして、神符を授與し、奉納金の領收等を爲し、神職の執務所なり、

一 黒門

此門内の建物は千疊敷と唱ふる大書院なり、豊太閤の建つる所なりといふ、

一 牡丹園

湫水場の傍にありて、左の俳句の碑を立つ、

花の陰硯にかはる丸瓦

芭蕉翁

天の川具類里くど流れけ李

古帳女

わたまからかふる利益や寒の水

同

一 抜戸社

祭神は瀬織津姫命、速秋津姫命、氣吹戸主命、速佐須良姫命の四坐なり、

一 火雷社

ホノイカツチノヤシロ

祭神は火産靈命にして、猿田彦命を合祀し、毎年二季大祓の後、道饗鎮火の兩祭を此社前にて執行す、

一旭社

祭神は天之御中主神、高皇産靈神、神皇靈神、伊邪那岐神、伊邪那美神、天照大御神、天津神、國津神、八百萬神を合祀せり、旭社の扁額は綾小路有年の書にして、降神觀の扁額は劉雲臺の書とす、

一賢木門

天正十二年長曾我部元親の建つる所にして、故は二天門と稱し持國天多門天を安置せしといふ、

一遙拜所

四方拜および官國大祭遙拜の場なり、故は此所に鐘樓ありて、雲林洪鐘

と云ふ、十二景の一なりしと云ふ、

一眞須賀神社

祭神は建速須佐之男命、奇稻田姫命なり、

一御年神社

祭神は大年神、御年神、若年神なり、

一事知神社

祭神は八重事代主命、味鋌高彦根命、加夜鳴海命とす、

一本宮

祭神は大物主命にして、合殿に崇徳天皇の靈を祀る、此宮は今をさると八 九十三年以前長保三年藤原實秋、勅を奉して創造せる所にして中世廢絶に及はんとせしに、天正十一年九月長曾我部元親之を再建し、

其後萬治三年松平頼重大に土木を興して莊麗の宮殿を再造せしより、二百三十有餘の星霜を経て、稍々破損に近づきしを、明治十一年に至りて新營を爲し今の美觀を呈せり、

一樂殿

參拜者の需めによりて奏樂をなし、又た祭典の際神樂をなすの場とす、

一嚴魂神社

祭神は嚴魂彦命イソノミコノミコトと稱す、即ち金光院第四世有盛（或は祐清に作る）の靈なり、

一陸魂神社

祭神は大國魂命オホクニミコノミコト、大國主命オホクニヌシノミコト、少彦名命スクヒコノミコトなり、

一神庫、神興庫、

神庫は神寶神具を藏むる所にして、神興庫は讀みて字の如し、

一三穗津社

祭神は大物主命の後宮三穗津姫命ホツヒメノミコトなり、

一祓舍

參詣人の昇殿して拜を望むものに、身潔除ミソドコロをなさしむる所とす、

一常盤神社

祭神は武雷命タケイカヅチノミコト、譽多和氣命ホシタワケノミコトとす、

一菅原社

祭神は菅原道真ミチサネなり、

一齋所

神官の齋戒する所にして、鑽火を用ひ他火を交へず、祭典の際は官司神命ミサヒトコ悉く茲に止宿し齋戒を爲す

一繪馬舎

天明九年の再建にかゝり、搦くる所の扁額中、名家巨匠の手になるもの
尠からず、

一大山祇神社 大山祇命を祀つれり、

一寶物中重なるもの如左

一龍虎の襖 十六枚 應舉筆

一七賢人の襖 八枚 同

一松鶴襖 十六枚 同

一瀑布の圖 同

一大祭行列の屏風 清信筆

一山水屏風 探幽筆

一西湖八景屏風 雪舟筆

一源氏物語屏風 光元筆

一草花百九十六種圖 若中筆

一後陽成天皇御歌 壹軸

一千羽蝶欄間 岸岱筆

一花菖蒲小鳥襖 八枚 同

一若松襖 八枚 同

一歌枕硯 清少納言遺物

一蘭亭圖 燕村筆

一富嶽杉樹圖 永徳筆

金刀比羅宮の記事を終るに臨みて、讀者に注意せんと欲するは、本宮現時

の祭神と往昔金毘羅大権現の主體とは相異なるに似たる一事なり、蓋し大物主命の靈は往昔よりして何れかの堂宇中に奉祀しありしなるへけれども、彼の金光院の別當として奉祀したりしものは、阿含經および大寶積經中に見ゆる所の金毘羅権現たりしか如し、當今金刀比羅宮に就きて世人の傳説を聞けば、三千年以前よりの舊祠にして、大物主命を祀り佛徒之を金毘羅大権現と稱し來れりと云ふと雖へども、著者は之を信せざるなり、何となれば果してかゝる舊社なれば、延喜神名式中に必らず載せらるへきに、縣内二十四座の神名は掲げなから、獨り此神名のみ見へさると是れ最も有力の證なりとす、故に私かに考ふるに、明治初年神佛分離の大詔ありし時に當り達見の人ありて、寺院として永遠に此莊宏無比なる堂宇を維持するの至難なるを豫想して、境内或祠に奉祀せし大物主命を以て金毘羅大権現に換へ

しにはあらざる歟、况んや現時數十萬の崇敬講社員中、其多くは南無金毘羅大権現と唱へて祈念し居るに於てをや、著者が想像若し誤れば深く神靈に謝罪すへし、然れども假令へ主體に變更ありとするも、現時の祭神大物主命は我日本國民の最も崇敬奉祀すべき神にして、其威徳の廣大無限なるよは、其盛徳の顯はるゝ所によりて、六種の尊號を有し給ひ、即ち大物主命、大國主命、葦原色許命、大穴牟遲命、八千矛命、宇都志國玉命と稱し奉りて、萬能の靈神に坐ますか故に、彼の異邦の佛體を祀りし往昔の迷想か、我 聖代に及びて覺破せられ、之れに代りて此神徳の天下に普及するに至りしは、誠に最美最盛の事と云ふへきなり、左に全讃史中の一節を借りて、考證の據る所を明かにす、

金毘羅大権現者、即天竺國王舍城、鎮守也、後世降_{ニテ}南海道讚岐國那伽郡

象頭山ニ、而鎮ニ護ス海内ニ、其德漸弘、以テ遠ニ異域ニ、是ヲ以、異域ノ遠觀追テ
 日而添、蓋海内ノ一廟也、初、大寶元年十月十日寅、時有ニ一竿旗、從ニ清
 空ニ下、來、墜ニ那珂那榎井ノ地ニ、無ニ幾何、靈神權現騎ニ金色ノ象ニ、率ニ五家
 眷屬ニ來リ降ル、時ニ大麻山ノ神邀ヘテ之ヲ曰、神者何、來乎、神答テ曰、朕ハ是レ
 摩竭多國ノ主、善哉王ノ第一ノ皇子靈神權現ナリ也、今也外道東漸シ、將下以テ扶
 桑ヲ爲ハント魔國ト、是故ニ朕今欲シテ以テ三密加持ニ退ケント、彼ノ外道ト而來ル焉、山神、
 曰、願フハ永ク逗リテ我山ニ而鎮ニ護ニ扶桑ヲ矣、於レ是ニ神遂ニ鎮ニ坐ス于當山ニ、
 名ニケテ其山ニ曰フ象頭山下、其旗ノ下、地ニ立テ祠ヲ曰フ旗ノ宮ト云フ、其後靈德四
 方ニ達シ、長保三年、藤原實秋奉レテ勅ヲ拜シ此祠ヲ、建テ本殿拜殿及華表ヲ、以テ
 擬ニ皇邦ノ神祠ニ、是レ此廟之權興也、時ニ清原元輔亦有ニ達觀ニ云、後經テ數
 十年、山神勸ニ入定テ於權現ニ、以テ絳扇ヲ麾ニ大清ヲ、則奇ナル哉異ナル哉、長四尺

六寸ノ香木從ニ大清ニ下、權現乃チ以テ其木ニ自ラ刻ニ尊容ニ安ニシ之ヲ於本殿ニ、
 親ラ閉ニ巖扉ニ以テ入定ス焉、從レ此以後無復ニ拜ニル尊容者ト矣、後經テ數十世、
 方ニ寛永ノ時ニ、金光院主有ニ祐清法印者、以言吾レ爲ニ當山ノ別當ニ、不レ拜ヒ
 尊容ニ而可乎、乃チ寛永十年十月十日將テ五家ノ眷屬ニ至リ廟前ニ、將レ開ニ巖
 扉、怪ナル哉異ナル哉、青空忽チ晦ク、雲霧蔽レテ天ヲ、迅雷風烈殆將ニ樹折ケ山崩レト、
 又作ニ大鳥千羽擊上之音ヲ矣、於レ是ニ祐清還リ于寺ニ、閉居ニ三日、衆咸異レ之ヲ、
 窺フニ其戸ニ間ニシテ無レ人、但有ニ木像一軀書一紙、其書曰、吾レハ是レ權現也、
 權ニ爲レリ祐清ト、當ニ、像ニ名ニ金剛坊ト、爲ニ當山ノ鎮守ト、愈々當レテ護ニ實祚ニ
 也、今其ノ像在ニ觀音殿ニ、與ニ慈容ニ合ニス其背ニ、威靈甚々猛シ矣、中略 象頭
 山ノ傳、世少シ知ル者ト矣、文政七年、予以テ木鐸ニ入リ綾南山村ニ投宿ス、數日、
 偶有ニ老翁、爲レニ予カ傳ル如シ是ノ矣、予平生有リ志ニ干作レニ史ヲ、故ニ錄シテ以テ

傳^ツ之^ラ、此^ノ神從^ニ慶長^ノ年^ニ、靈驗日^ニ新^ニ、萬邦渴仰^シ、天下無雙^{ナリ}也、下略
 鹽飽群島 三野、多度、那珂、鵜足四郡の海上に散在せる群島にして、手島、
 佐柳島、高見島、廣島、本島、櫃石島、岩黒島、興島、瀬居島、沙彌島、牛島等^ナ
 り、之を分ちて興島、本島、佐柳島、高見島の五ヶ村となす、本島村には區裁
 判所出張所あり、興島には燈臺あり、往昔は此群島阿野郡に屬せしも、現
 今は那珂郡の屬島となせり、

南海治亂記曰く、鹽飽の島は備讃の間にありといへども、讃州阿野郡に附
 屬す、西海の街^{チヤウ}にありて、上古の君上も此島を捨玉はす、昔 神武帝東征
 の御時、吉備の中州高島の宮に止り玉ふこと三年にして、中國南海の兵を
 聚め東州に趣き玉ふ、是鹽飽の要地に倚^{ヨリ}たまふ故なり、十二世 景行天皇
 の御代に當りて、筑紫の熊襲亂を作す、日本武尊をして西征せしめ玉ふ、

其時鹽飽の海表に惡神ありて、西州の客船を惱し海上の往來を絶す、尊即
 ち吉備の穴戸に止まり玉ひて是を退治し、行客の憂を救ひ玉ふ、八十一世
 安徳天皇讃岐の屋島に皇居し玉ふ時、左馬頭行盛をして此海表を保たし
 め、備前の見島に城郭を構へて、東兵の通路を絶つ、其後武家の世になり
 て、鎌倉將軍家北條時頼執事の時に方りて、備讃の間に海賊あり、四州の
 行客の煩をなす、讃岐國香川郡司、藤の左衛門家資兵船を促し香西の浦、
 宮下の宅に勢揃して、手島、比々瀬戸二口より押し出し、京の上流^{ウヘノ}にて船
 軍し、終に降參せしめ百餘人虜にして、京六波羅に獻し鎌倉殿に達す、北
 條執事感賞し玉ひて、讃州諸島の警備を命し玉ふ、家資即ち諸島に兵士を
 遣して守らしめ、直島鹽飽島に海か子男を居置て、諸島を保守し、海表の
 非常を警備す、是宮本氏高原氏の祖なり、又宮本とは家資居宅宮の下なる

故に宮本と稱號するなり、京都將軍家に至りて、鹽飽諸島の人細川管領家に屬して徭役を勤む、其比大内政弘將軍家の命を受けて大明國の勘合を領し、商船を渡して交易を爲さしむ、宮本佐渡是に隨從して大明國朝鮮國に渡海し、貨利を得て家を豊にし子孫を安寧にす、天文弘治の比廣島村上衆に語合ひ、大明國に入りて合戦し、武勇を異朝の紀籍に遺す、近世太閤秀吉公九州征伐の時、鹽飽島直島の住人等西海の案内者として召出され、宮本、吉田、妹尾及び直島の高原等をして舟師を掌らしむ、九州平均の上、讚州に於て采地三百石宛知行せしむべき由仰出さるゝといへども、仙石秀久豊後の戦に敗れて、讚州を改易せられしかば、舟師の誤なしといへども其沙汰に及ばず、其後高麗陳起りて運輸の用繁く、回船の功料を給て島中榮昌す、太閤薨し玉ひて後、關ヶ原陳起つて諸國轉動し、國司領家改易に遇ふ人多

し、黒田甲斐守長政關東の御方人として忠節ある故に、九州の要地筑前國を賜て、海表の往來繁く公務の徭役も亦多し、鹽飽島直島は海上の要地なる故に、彼の島人等を招き寄せこれを懷服して、宮本吉田妹尾直島の高原等の子弟を扶助し、采地を賜て海上の役を職掌せしむ、天下靜謐の後、黒田家鍋島家と西蕃の歴へとして、長崎の港の寨を守らしめ玉ふ、宮本新兵衛等筑前の船奉行として衆船を掌り、公役を務ること數回なれば、其名を註進して臺聽に達することも亦多し、是微少の職分なりといへども、先祖累代の家業を以て、三百石の采地を領し、子孫に傳へて舟師の道を失はず、是亦た幸とす云々、

讚岐狹岑島(今の沙彌島)視石中死人歌 柿本人麿
タマシロ 玉藻吉、サメキクニハ 讚岐國者、クニカヲカ 國柄加、キレトセアカス 雖見不飽、カムカラカ 神柄加、コト、ガ、フトキ 幾許貴寸、アメツチ 天地、ヒツキト 日月

與共、滿將行、神乃御面跡、次來、中乃水門從、船浮而、吾榜來者、時
風、雲居爾吹爾、奧見者、跡位浪立、邊見者、白浪散動、鯨魚取、海乎
恐、行船乃、梶引折而、彼此之、島者雖多、名細之、狹岑之島乃、荒磯
面爾、虛作而見者、浪音乃、茂濱邊乎、歌妙乃、枕爾爲而、荒床、自伏
君之、家知者、往毛將告、妻知者、來毛問益乎、玉鉞之、道太爾不知、
鬱悒久、待加戀良武、愛伎妻等者、

反歌

妻毛有者、探湖多宜麻之、作美乃山、乃上野宇波疑、過去許良受也、
奧波、來依荒磯乎、色妙乃、枕府爲而、奈世流君香聞、

本郡産物の重なるものを舉ぐれば、米、麥、食鹽等にして漁業の利頗る大なり、

丸 龜 市

丸龜市は那珂郡の北端にありて、東方は土器川を以て鵜足郡と堺し、西方は六郷村大字津森に接し、南方は南村大字山ノ北に連なり、北方は海に臨み、東西十一町半南北十二町半にして、三十ヶ町及び津森の一部より成り、戸數五千人人口二萬餘を有す、市中に丸龜區裁判所、那珂多度郡役所、警察署、郵便電信局、稅務管理局、稅務署、歩兵第十二聯隊營等あり、此地往時西讚の治府にして、且つ金毘羅參詣の要津なりしにより、商業頗る盛なり、故を以て旅舎の如き高松市より遙かに優れり、其最たるものは玉川中村の二樓とす、料理屋兼業にして藝舞妓を蓄ふ、之れに次くは阿波勘なり、旅舎を専業とせり、又た勢豪亭と稱する洋食店あり、調理精好西方に稀なる所にして、其價は頗る廉なり、故に觀光の紳士は旅舎に投するの煩を省

きて、一餐を此亭に喫し、直ちに前程に向ふを可とす、劇場二棟遊廓三所あり、行きて觀就きて遊ぶへし、

大道は三條ありて、其一は東行高松市に通し、高松市人は呼んで丸龜街道といひ丸龜市人は之を高松街道といふ、其二は市の南端に起り、那珂郡に入り龍川村に至りて二線となり、一は南行して琴平町に達し、一は西行して多度三野豊田の三郡を貫通し伊豫國に通す、故に之を伊豫街道と稱す、其三は市の西端より起り、海邊に沿ふて西行し、多度津町に達せり、讚岐鐵道は市の中央を横斷して、東方は高松市に達し、西方は多度津町に到り、更らに南行して琴平町に達せり、停車場は市の北邊にありて、西行列車は每四十分に發着し、東行列車は每一時二十分に發着す、

丸龜城址 市の南端に在りて、平地より高きと二十五間、今尙は天守樓を

存し、鬱蒼たる松樹の間に顯はれ、海上數里の遠より之を望むを得へく、畫圖の如き佳城なり、慶長七年生駒一正高松城に入りて、西讚地方の鎮撫なきを思ひ、此城を築き、大夫として之を守らしむ、寛永十七年生駒高俊左遷せられ、翌年山崎家治西讚六萬石に封せられ、此城に居る、其孫虎之助早世して子なく國除せられ、萬治元年京極高和之に代り、六萬三千石の封を受けて此城に居り、元祿年間高和の孫高或の世に於て、前代の遺命により多度郡を割きて、弟高澄の分封を徳川氏に請ひ、許を得て多度津城に置く、後ち廢藩に及びて一城共に遺る、現今は陸軍經理部の管する所と爲り、毎歲 天長節の日を限り衆庶の縦覽を許す、

丸谷小太郎墓 大字南條町高等小學校の側なる本正寺の墓地内にありて、墓前に櫻樹一株あり、孝子小太郎復讐の美談は金毘羅御利生復讐と稱し、

世に喧傳する所にして、其要を擧ぐれば、寛永元年丸龜の士民谷源八なる者、阿野郡國分八幡の馬場先に於て、私怨により堀源太左衛門か爲めに殺さる、源八の妻小太郎をして復讐を爲さしめんと欲し、教訓至らざるなし、小太郎天稟武術を好み晝夜精勵遂に柳生流の蘊奥に達し、寛永十七年春に及ひ、亡父被害の馬場に於て、源太左衛門を討つて、不俱戴天の仇を斃す、時に齡僅かに十七、

新堀港 市の北端にありて、波隄敷町海中に突出し、一個の渠たるに過ぎずと雖とも、往時に於ては金毘羅參詣の要津として那珂の港と稱し、頗る繁盛の港たりしなり、今は唯た三備地方と和船の往來あるに過ぎず、

那珂港

金 陵

無數、輕帆筆海ノ天、春風影映ス港門ノ烟、隨ヒ潮ニ歸去リ隨フテ潮ニ到ル、多クハ是レ

象山香客ノ船、

同

蕃 教

朝風のふくにまかせても、船のなかの港をさしてより來る

當市より縣内外各地に至る里程左の如し、

| | | | |
|------|------|------|--------|
| 高松市 | 七里八丁 | 坂出町 | 一里二十七丁 |
| 宇多津町 | 一里二丁 | 多度津町 | 一里十一丁 |
| 琴平町 | 二里二丁 | 觀音寺町 | 六里二十七丁 |
| 岡山市 | 三十一湊 | 神戸市 | 八十湊 |

當市産物の重なるものは、團扇および竹細工なり、

三野郡

三野郡は東方多度那珂の二郡に接し、西方に豊田郡に連れり、南方は群山を以て阿波國三好郡に界し、西北方は海中に突出せり、全郡の面積十二方里六分ありて、仁尾、莊内、粟島、詫間、大見、吉津、下高瀬、上高瀬、勝間、笠田、比地二、比地大、桑山、本山、上高野、二ノ宮、麻、神田、財田、財田大野の二十ヶ村より成れり、

地勢は東南一帯山嶽疊重し、延ひて中央に及び、離れて海中の半島に起り、西南も又た山脈蜿蜒せり、郡の極東麻村大字上麻より極西笠田村大字竹田に至る、三里二十一丁、又た極南財田村大字財田の上より極北莊内村大字箱浦に至る八里三丁あり、

郡名の起原を討るに、本郡は山村多くして村民山菅の簗シを多く編出せしより簗郡と呼ひしを、後ち三野と改めしものなりといふ、

大道は三條ありて、一は那珂郡琴平町より來り、財田村を経て豊田郡に入り、二は多度津町より來る所の伊豫街道にして、大見、上高瀬、勝間、笠田本山の五村を貫通し豊田郡に入る、三は多度津町より海邊を通して來り、吉津仁尾の二村を経て豊田郡に通せり、

彌谷寺イハヤニジ 大見村彌谷山の半腹に在り、劔五山千手院と號し、四國靈場七十一番の札所なり、本尊は僧空海作千手觀世音菩薩にして、腕士は同僧作不動明王毘沙門天なり、此山たるや巉巖突兀頗る險阻にして西讀の一奇山なり、山巔に攀登すれば八ヶ國を願望するとを得、故に 聖武天皇の御宇僧行基の始めて寺堂を建つるや、蓮華山八王寺と號せり、其後僧空海此山に登り岩窟中にて求聞持の法を修せしに、利劔五柄青空より降り金色の光赫

々として、藏王權現形を現し空海に告げて曰く、抑も此山は三世の如來説法の地觀在薩埵度生の砌なり、貴僧宜しく千手大悲の尊像を造り伽藍を再興し、以て秘密の法門を開き普く無福の衆生を救ふべし、我是れか守護を爲さんと、空海則ち千手大悲の像を刻し精舎を建て之を安置し、寶劍天降によりて劍五山と號す、空海又石窟を穿ち佛像を彫刻し、或は巖石に阿字を刻し、五輪塔爾陀三尊大日如來等を鑄し、或は六字名號劍形寶塔形を刻し、堂宇附近の巖岩は悉く五輪佛像を鑄し盡して餘す所なし、眞に佛山佛谷の異名に背かざる奇極の幽境なり、此寺往昔兵火の爲め屢々災を受け、享保五年殆んど全焼せしに、京極高規之を再造し舊觀に復し今日に至れり童謡に曰く、

こ、は出釋迦か彌谷様か岩をつたへは皆佛よいまこと

人面石 大見村鳥坂にあり、山骨露出し其層角凸凹を呈して、惡相なる人面の如し、一奇觀と云ふへし、

人面石

中村 三 蕉

力戰何人^カ此^ニ斷^レ頭、化^{シテ}爲^ニ巨石^ト倚^ル林丘^ニ、咄々大口如^シ相語^{ルカ}、我亦^ダ當年^ノ嚴^テ流、

法華寺 下高瀬村字法華堂にあり、正應二年甲州人秋山土佐守泰忠なる者、僧日蓮か自畫の像および曼荼羅を携へて來り、寺を那珂郡にたつ、後此地に移す、現今境内千七百三十八坪ありて、建物は本堂、開山堂、寶藏、客殿、垂迹堂、庫裡、茶堂等なり、

大水上神社 二ノ宮村大字羽方にありて、延喜神名式讚岐國二十四座の一なり、祭神は高皇產靈尊なり、往昔は國中の二ノ宮と稱し頗る大社なりし

といふ、鎮坐のはしめは詳ならずといへども、武敏王此神社を崇信して多度一部を社領となし給へりと社傳に云へるを見れば、頗る古代の創建に係る神社たるか如し、今は村社たるに過ぎず、

長福寺 本山村大字寺家にあり、寶持院と號し、世俗本山寺と呼へり、四國靈場七十番の札所にして、本尊は僧空海作馬頭觀世音菩薩脇士は同僧作阿彌陀如來藥師琉璃光如來なり、寺傳によれば大同年間僧空海の創造せる所にして、七堂伽藍魏々たりしも天正の兵火にかゝり悉く焼失す、然れども本堂は僅かに免かれしを以て本尊脇士等は殘存す云々、現今と雖ども境内頗る廣潤にして、古松扶疎千歳の遺跡たるを表し、寺門の外は伊豫街道迂曲して旅舎數戸あり、前を流るゝは財田川にして之れに架せる一大長橋は本山橋なり、一個好景の區寰と云ふへし、

下高野桃林 桑山村大字下高野にあり、小丘の腰圍總へて桃樹ならさるはなく、茅草の民舎其間に點在し、開花の候に至れば一帶の瑞雲山の腰を廻るか如く、其稍登れる所に小寺あり延壽寺といひ、上高野村延命院の末派にして、其庭内に彼岸櫻あり、千歳を経たる大樹にして幹枝蟠蛇十數間に擴かり、國中第一の名花と稱せらる、故を以て地の僻遠なるに拘はらず、櫻桃の花候に及へば、遊覽の人遠近より群集し、風流の雅客は櫻花と其粹を争ひ、窈窕たる淑女は桃花と其妍を競ひ、絲竹の音雅俗の歌亂舞の聲放吟の節、丘陵に響き村舎に振ふ、彼の仙境桃源の景は詩人の夢想に過ぎざるも、此爛熳紛華なる桃林は、世間の陽春を一所に集むといふべきなり、財田城址 財田村にあり、財田和泉守常久なる者の居城の墟なり、天正六年長曾我部元親兵五千を率ひ來りて之を攻む、城兵僅かに三百に過ぎず、

殊死して之を禦くと雖も衆寡の敵す可からざる、常久終に土兵横山源兵衛の爲めに殺さる、常久の士に秋山主水なる者あり、奮闘して源兵衛を斬る、源兵衛の子時に年甫めて十八父と共に軍に従ふ、父の斬らるゝを聞き、大ひに叫ひて主水を追逐し討て之を斃し、其首を鋒尖に貫きて去る、城終に陥り、元親の將中内藤左衛門之を成りしか、豊太閤の南征に及び城を捨て、土佐に去り、其後墟となる、

平石 ヒライシ 仁尾村大字仁尾浦を距る二十五丁の海中にありて、巨鯨の浮ぶか如く、其岩上平段にして東西九間南北七間、數百人を坐せしむへし、岩上四顧の光景を擧ぐれば、西は海波渺茫として燈灘と稱し、東は白沙青松遠く相連りて、北方は七寶の山高く蒼穹を突き、丸山、辨天、大濱の諸島點々散在し、南方は大鷲の島嶼突兀として海中に浮ひ、蟾蜍石、狗石、陰石、桃石等

の奇巖其滌にありて、波浪之れに激して飛雪の状を呈し、眞に絶崖の雅境なり、昔時太守生駒氏遊覽して此石上に於て踏舞を演せしめしより、隴石の別名を得たり

平石

中山城山

仁保海邊風景環々、就中平石絶崖巖々、此地如^{シテ}子陵^ニ在^リ、終年垂^ル釣^チ不^レ知^ラ還^ル、

同

稻毛古雲

雲根磊砢臥^ニ滄浪^ニ、垂^ル釣^チ看^ル山坐^シ當^リ牀^ニ、袍笏拜來誰^レ喚^フ丈、又無^ク好^ム事^ノ米元章、

妙見山 仁尾村大字仁尾にありて、一名を七寶山と稱す、怪巖巨石層々疊重して頗る神奇の山なり、絶巔を下る三四十間にして、斷壁の間より巨

巖横出するもの二あり、其上巖を獅子頭といふ、形獅子に似て厚さ八間長さ二十三間幅十間なり、其下巖を寶龕と稱す、其狀大黒天携ふる所の袋に似て厚さ十七間長さ二十間幅十五間あり、此巖下に深洞あり、内に堂を建て妙見を祭り、其側らなる巖石に虚空藏菩薩の像を刻せり、寶龕巖の背後に鯛岩あり、長さ十五間幅四間餘にして、頭尾脊緒悉く備はり、眞に鯛の姿を爲せり、鯛岩の東四五間を距り斷巖千仞の頂に茅亭あり、坐して四顧すれば山海の偉觀茲に盡くるの思あり、好奇の士一遊を試むべきなり、

妙見山

中山城山

夏日攀登妙見峰、千尋巖壁接蒼松、蒼茫下界森羅合、開席祠前酒味濃

同

稻毛古雲

攀得巖巖一夕對酒、雲濤萬里眼前有、鄂羅高麗知何邊、妙見峰頭望北斗

尊澄親王舊趾 詫間村大字詫間にあり、元弘の亂に當り親王此地に謫せられ給ふ、時に瀧打八幡宮の社僧日々に御館に伺候して慰め奉りしに、御歸洛の後ら其僧を檢校に任し給ふといふ、御館の舊跡は街道より二丁許を距てたる所にして、妙法院尊澄親王御舊跡と刻せる碑あり、大平紀卷四に曰く、正慶元年三月八日妙法院二品親王をも、長井左近大夫將監高廣を御警固にて、讚岐國へ流し奉る、昨日は 主上御遷幸のよしを承り、今日は一宮流されさせ給ひぬと聞召し、御心を傷しめ給ひけり、憂名も替らぬ同し道に、しかも別れて赴き給ふ御心の中こそ悲しけれ、初の程こそ別々にて御下ありけるか、十一日の暮程には、一宮も妙法院も、諸共に兵庫に着か

せ給ひたりければ、一宮は是より御船にめして、土佐の畑へ御下あるへきよし聞はければ、御文を参らせ給ひけるに、

今まごは同しやとりを尋ね来てあどなき波と聞くそかなしき

一宮御返事

明日よりは跡なき波にまよふとも通ふ心よしるへともなれ

配所は共に四國と聞ゆれば、せめては同國にてもあれかし、事問ふ風のたよりに、憂を慰む一節ども念し思召れけるも叶はて、一宮はたゆたふ波にこかれ行く、身を浮船に任せつゝ、土佐の畑へ赴かせ給へは、有井三郎左衛門尉か館の傍に、一室を構へて置き奉る、彼畑と申すは、南は山の傍にて高く、北は海邊にて下れり、松の下蔭扉にかゝりて、いと御袖の泪を添ふ、磯打つ波の音、御枕の下に聞えて、是のみ通ふ故郷の、夢路も

遠くなりけり、前朝御歸洛の御祈のためにやありけん、又濟度利生の結縁とや思召しけん、御着岸の其日より毎日三時の護摩を、千日か間を修せられける、妙法院は是より引き別れて、備前國までは陸地を経て、兒嶋の吹上より船に召して、讃岐の詫間に着かせ給ふ、是も海邊近き處なれば、毒霧御身を侵して、瘴海の氣すさましく、漁歌牧笛のたへの聲、嶺雲海月の秋の色、サへて耳に觸れ眼に遮るとの哀を催し、御涙を添ふる媒とならずといふことなし云々、

詫間灣 詫間村一帯の海灣を總稱し、其前面には粟島、志々島、龜笠島、岩島、津島、唐島等圓形を爲して羅列し、東方高瀬川の河口に當れる所に於ては、鯛鱒の漁業頗る盛にして有名の壯觀なり、其北方粟島と相對する所は海水甚だ深く殆んど六十尺に至り、大艦巨舶幾十艘を旋轉來往せしむるに足

り、異日南海の軍港たるべき説あり、
 粟島村 詫間灣の北屏を爲し、粟、志々の二島より成る、東西二里餘南北
 二十四丁周圍五里あり、戸數は三百五十人口は千六百を有す、此島民古來
 航海を業とし遠洋を周行せしか、徳川氏政柄を攝行するに及び、鎖國の主
 義を取り大船の建造を禁せしより、稍々衰微に傾きしに、維新以降再び
 隆盛に赴き、島人にして千石以上の巨船七八十艘を有するものあるに至り、
 船長以下船員たるもの三百餘人の多きに及び、明治二十九年航海學校を開
 設し、日を追ふて隆盛に向へり、
 本郡産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、大豆、粟、菜種、藍葉、食鹽等に
 て、海産物も亦た尠からず、

豊田郡

豊田郡は讃岐の極西に位し、東北は三野郡に連り、西は海に面し、南は連
 山に依りて阿波國三好郡及び伊豫國宇摩郡に界す、全郡の面積九方里八分
 餘ありて、観音寺、豊濱の二町および高室、常盤、一谷、辻、河内、豊田、粟井、
 紀伊、中姫、萩原、五郷、和田、大野原、柞田の十四ヶ村より成れり、
 本郡の地形は三角状を爲し、地勢は南部を除くの外概ね平坦にして、甚だ
 沃饒なり、郡の極東、河内村より極西豊濱町大字和田濱に至る三里七丁あ
 り、又た極南五郷村大字有木より極北高室村大字室本に至る三里二十九里
 なり、

本郡古は刈田郡或は神田郡と稱せり、中古北來豊田郡と呼ぶ、是れ地域廣
 く山地少なく、田畝打ひらけ五穀豊饒なるより起りし稱名なりといふ、

大道は二條ありて、其一は伊豫街道とし、三野郡より來り柞田村、豊濱町を貫通して、伊豫國宇摩郡川ノ江村に通ず、其二は那珂郡琴平町より起り、三野郡神田村、財田大野村大字財田西を経て本郡に入り、辻、粟井、豊田、紀伊、中姫、大野原の六ヶ村を貫通して、豊濱町に來り伊豫街道に合せり、
 觀音寺町 郡の西部海岸にありて、北は財田川を距て、琴彈山に面せり、其地域東西五町半南北六町半あり、町數十五戸數二千五百人口一萬餘を有す、町内に三野豊田郡役所、觀音寺區裁判所、警察署、郵便局等あり、旅舎も亦た尠からず、其最も可なるを松の屋といふ、當町より高松市に到る十三里三十五町なり、

觀音寺 觀音寺町より財田川に架せる三架橋を涉り、琴彈山の南麓にありて、七寶山と號す、四國遍禮第六十九番の札所にして、本尊は僧空海作正

觀世音菩薩なり、寺傳によれば、始め僧日證此地に堂宇を創造し、神宮寺と呼び法相宗たりしに、大同元年僧空海唐より歸りし後ち、琴彈八幡宮に詣て、此寺を再興し、觀音の像を刻して本尊とし、又丈六の瑠璃光如來四大天王等の像を刻し、諸堂に安置し、四十九基の石塔を立て都卒の四十九重を擬せしといふ、現今境内三千百十餘坪ありて、西金堂、中金堂、東金堂、護摩堂、地藏堂、十王堂、太子堂、祖師堂、五智寶塔、鐘樓、二王門等の堂宇あり、寶物には僧惠心筆兩界曼荼羅及ひ、不動明王像、八幡本地緣起、釋迦涅槃像其他佛像畫圖數點あり、

琴彈山 海邊の小丘なりと雖も、三面山なく、南麓には財田の清流滾々として海に注ぎ、西北麓には有名なる有明の濱帶の如くに繞り、満山の松樹は烈風の爲め地に偃して龍蛇の蟠踞するか如く、遙かに西方を望めは燧の

灘渺々として、伊吹、門上、股、小股の諸島海霧の裏に隱顯し、北方には稻積、
 九十九の翠巒ありて、其脈遠く延ひ箱御崎となり、無數の小嶼其粒の如く
 點在し、白帆の來往衛鷗の集散するか如く、風光の爽快なると西讀第一た
 り、山頂に琴彈八幡宮あり、應神天皇を奉祀す、社傳に曰く、人皇四十
 二代 文武天皇の御宇大寶三年、豊前國宇佐の宮より八幡大神爰に移らせ
 給ふ、其時三晝夜の間西方の天鳴動し、黒雲日月を覆ふ、國民恐れをなせ
 しに、西方空中より虹の如き雲來りて此山にかゝり、麓なる梅腋の海濱に
 一艘の奇船現はれ、其中にて彈琴の音あり、瀏朗美妙天籟と相和す、山僧
 日證其船に近づきて、いかなる神人にて在す哉何事にか此地に來らせ給ふ
 やと問ひければ、船中よりして我は是八幡の神なり、帝都に近づき擁護せ
 んか爲め宇佐より出て此地を過るに、風光靈異なるか故に遊へりと神宣

あり、日證重ねて、疑惑の凡夫は異瑞を見されは信し難し、希くは靈異を
 示し給へと申し立去りしに、其夜忽ち海水十有餘町の程綠竹の茂藪となり、
 又沙濱十歩餘松林と變せり、諸民驚嗟其異靈を感嘆す、日證則ち無慾の童
 兒數百人を集め、此山の竹谷より神船を山上に引わけ、齋祀して琴彈別宮
 と稱す、是れ此廟の創始なり云々、現今は縣社にして譽田別命、息長足
 姫命、玉依姫命を合祀す、境内南麓に一の華表、隨神門ありて、門内より
 一條の磴路山頂に通し、左右に祇園社、稻荷社、菅原社、松尾社等あり、山頂
 には本社、拜殿、繪馬殿、神庫、社務所等あり、大祭は毎歲陰曆八月十五日之
 を執行す、

此山に係る古今雅人の詞藻を左に録す、

琴彈山十八景（其一不明）

詠者不詳

龍河遊魚

麓川青葉うつれる水底にうき瀬もしらて魚のはるらん

千家長亭

あまひとや軒をならへて花の袖高きいやしきわかぬうら里

梅腋凍月

梅かさす海邊の月に風寒く氷なからに波や立らん

宿居群櫻

立ならふ山もと櫻蔭ふかみ手おらてかさす花の袖かな

飛閣洪鐘

山里の夕日もよそに隔て行雲よりひよく鐘の聲かな

北谷晚鶯

さなきたに深山は日かけうとさゆへ夕をたどる鶯のこと

水湖蟠松

峰經たる松の下露つもりてやみどりの色もふかき谷水

竹溪春霞

ひら竹の霞は葉山のそよめきて谷には深く風わたるなり

曲洲歸帆

しかれ出て洲崎によする浪の音をしるへに海士の舟かへるらし

有明落厂

白砂の濱の真砂に有明の影をたよりに雁そおち来る

西ノ尾秋鹿

妻こふる鹿の涙の露なれや西より染る秋のもみち葉

問答石郭公

一聲はいはほの松にこたふかど聞しばかりの山はとよます

近浦漁網

雨はれて船こきかへる夕日かけ網引の聲ものこるうら浪

横峰積雪

遠近の峰はさたかに見ゆわかて樵夫の道も雪にうつめる

列嶼霽雨

海原や雨の名こりの雲はれて八十嶋ひたす沖津白浪

幽村煙烟

夕くれはとふ村里もたつ烟末はひとつになひくしら雲

萬頃沃田

はるくと山を隠して夕霧の晴る田の面は色つきにけり

琴彈山二十四景

作者不詳

琴彈山松籟

祠廟千年古、遠く從_レ宇佐遷_レ、礎々_{トシテ}石階滑_{カニ}、杳々_{トシテ}州嶼連_ル、威靈
嚴_{トシテ}乎在_リ、松韻和_ニ琴絃_ニ、

觀音寺古塔

寶塔上方幽_ニ、清涼_ク古寺_ノ秋、雲堂傳_ニ貝葉_ヲ、砂音墮_リ林邱_ニ、怕驚_ク禪定_ノ
偈、月華衣上淨_ク、

象鼻巖眺望

普賢去_リ何處_ニ、靈巖尙_ホ留_レ蹤_ヲ、迥_{カニ}思_フ登臨_ノ美、蕩_ス我_ガ磊塊_ノ曾_ク、島嶼
着_テ欲_シ滅_{カント}、巨艦疾_キ如_シ龍_ノ、

天狗山怪松

輪因依_レ危嶺_ニ、風回_リ、巧_ニ奏_レ笙_ヲ、光景入_レ、眸_ニ豁_ク、汀沙照_レ、眼_ヲ明_ク、天狗果_シテ何_ノ物_ヲ、好傳_ニ世上_ノ名_ヲ、

三架橋納涼

雨歇_リ、水天遠_ク、虹霓架_ニ碧空_ニ、沙岸晚潮漲_リ、喬松送_レ清風_ヲ、涼味江千里、人_ハ在_リ、畫舫_ノ中_ニ、

興昌寺晨鐘

鐘聲破_リ曉夢_ヲ、山雨送_レ龜經_ニ松疎_ニ、單_ニ烟霧_ヲ、雲白_ク、露_ニ尖峰_ヲ、枕_ニ浦_ニ眺臨_好、乾坤_ノ一_ノ艸亭_ヲ、

一夜地蟲聲

高人遺蹤在_リ、名區千古傳_フ、不_ニ必_ス須_ニ信宿_ヲ、警句絶_ニ塵緣_ヲ、蛩吟聽_レ更_ニ

苦_シ、幽賞自_ラ蕭然_ト、

有明濱露月

於勝扼_ニ海濱_ニ、洲嶼明滅_ノ間、布帆去_リ出_レ浦_ヲ、明月來_リ入_レ灣_ニ、龍_ハ單_ニ四洲_ノ景_ヲ、將_ニ三截_ノ山_ヲ、

燈灘漁火

雨歇_リ、夜冥々_ト、山角一燈青_ク、舟_ハ泛_リ浦灘_ノ外、人_ハ來_リ白鷺_ノ汀、蒼茫海波靜_ニ、漁火明_ニ似_レ星_ニ、

高屋春曉

蚤_ク起登_リ臨望_ス、蒼々_ト烟景昏_ク、風來_リ水無_ク影、雲飛_ヒ山有_レ痕、彩霞知_ル何_レ處_ヲ、遙_ニ指_ス杏花_ノ村_ヲ、

稻積山霜葉

透迤群嶺、橫幸九霄、黃雲秋收熟、丹楓霜葉翻、神德燦如錦、山、

連七寶、假屋歸帆、

一帶染川水、故擁翠山、流、雲舍連、覆戶、漁罾挂、橋頭、夕陽雨又好、急

潮送、歸舟、

花稻浦落雁

竹沙秋萬里、秣稔田千畦、歲熟、鴈來、早、郊迤、望欲迷、樵樹半搖

落、小橋夕陽西、

九十九山驟雨

突兀、峰巒出、道、是、築、山、千年城墟古、數里呈、屏、白雨洗、

清影落、前灣、

雲邊山晴雪

山崎、白雲、邊、限、跨、四洲、天、巨、巖、殿、寶、陀、朝、暉、開、金、蓮、咀、嚼、千

秋、雪、瓢、々、欲、登、仙、

膽吹島曳網

孤島遠、烟塵、絕、似、秦、時、人、漁、戶、二、百、餘、無、綠、來、問、津、夕、陽

舉、網、去、漁、獲、是、長、春、

双羅島釣舟

大羅與、小羅、姉、妹、峙、波、間、釣、魚、誰、家、子、乃、是、嚴、陵、灣、嵐、色、朝、昏

異、或、疑、紫、嵐、山、

笠岬朝靄

巖、峯、衝、海、角、斷、巖、峙、如、篋、適、望、健、鷗、沒、遠、看、激、浪、颯、

山呼ハ欲答ント、長風送歸帆ヲ、

嶺ノ山夕陽

登臨スレハ眞偉觀、眼明カナ、水石ノ實、健鷗波間没シ、布帆雲際還シ、秋天嵐氣
紫ニ、夕陽兩備ノ山、

余岐崎晚霞

蒼茫汀嶼暗、暮靄擁ニ青螺ヲ、海潮連リ伊豫ニ、山巒入リ阿波ニ、極目ニ洲界、登
望應接多シ、

染川調布

晒出木綿布、疑フ是レ滿江ノ霜、杵聲空シク惹レ悶テ、客碇轉々斷レ腸、秋風染川、
上、疎雨已ニ夕陽、

植田靈松

蟠根已ニ拔レ地、勁節又挿レ天ニ、即是遺愛ノ樹、星霜千餘年、欽仰ス相公ノ德、
由來天下ニ傳フ、

鹽山晴嵐

山具ニ七寶ニ雄ニ、嵐翠倚ニ長風ニ、風光朝靄ノ外、春色晚晴ノ中、逶迤無ニ遠近ニ
勝迹望不レ窮マラ、

北ノ浦菜花

藜杖此ニ登臨ス、北浦春色深シ菜花芳一帯、狂蝶趁ニ衣簪ニ、東風休レ問レコト價ヲ、
滿畦盡シ黄金、

伊勢三郎義盛智謀の古趾 琴彈山麓なりといふも今其場所を知り難し、地
形上より考ふれば、現時觀世寺町所在の地域なるへさか、源平盛衰記に曰
く、源義經屋嶋の陣所にありて、伊勢三郎義盛を召し、河野四郎追討の爲